

平成20年度 相談内容、指導受付状況

相談内容	相談回数
生活一般	42
児童	2
経済的支援等	2,556
その他	4
合計	2,604

生活一般・・・住宅、医療、家庭紛争（夫等の暴力、その他）就労、結婚、借金
 児 童・・・養育、教育、非行、就職
 経 済 的・・・母子福祉資金（貸付、償還）、寡婦福祉資金（貸付、償還）、公的年金、児童扶養手当、生活保護
 支 援 等
 そ の 他・・・売店設置（法第25条）、たばこ販売（法第26条）、母子世帯向公営住宅（法第27条）、母子福祉施設の利用、母子生活支援施設（児童福祉法38条）

ウ 母子福祉協力員

目 的：母子及び寡婦福祉法の規定により県が貸し付けた資金の円滑適正な償還を図るため、母子家庭等に対し、償還計画及び支払いについて指導を行うこと。また母子家庭等の把握に努め、その福祉の増進を図ること。

根 拠：沖縄県母子福祉協力員規程

No	市町村名	担当地区	母子福祉協力員
1	宜野湾市	普天間・野嵩・新城・上原・喜友名・大山・伊佐	當山 菊枝
2		愛知・赤道・宜野湾・我如古・長田・神山・志真志	具志堅 キヨ
3		大謝名・真志喜・嘉数・真栄原・宇地泊・佐真下	川満 トキ子
4	沖縄市	池原・登川・知花・城前町・松本・美里・八重島・越来・東	仲松 千代子
5		南桃原・山里・久保田・山内・諸見里・園田・上地・胡屋・仲宗根町・中央	直井 静江
6		宮里・安慶田・古謝・室川・住吉・照屋	平敷 なお子
7		与儀・比屋根・高原・大里・泡瀬・桃原・海邦町	仲松 安子
8	うるま市	赤道・兼箇段・みどり町・安慶名・田場・喜屋武・高江洲・宮里	大石 悦子
9		川崎・西原・宇堅・赤野・仲嶺・平良川・上江洲・江洲・大田・具志川・豊原・塩屋・川田・前原・勝連・与那城	藏當 厚子
10	うるま市石川 金武町 宜野座村	うるま市石川 金武町 宜野座村	山城 千賀子
11	読谷村 恩納村	読谷村 恩納村	新垣 京子
12	北谷町 嘉手納町	北谷町 嘉手納町	屋比久 悦子
13	北中城村 中城村 管外	北中城村 中城村 その他	なし

エ 管内の母子生活支援施設設置状況

目的：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子であって、その監護すべき児童の福祉に欠けると認められるときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させて保護することになっている。（入所の手続きは市の窓口）

基本法：児童福祉法第 23 条

児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設

レインボー ハイツ	13	沖縄市字嘉間良 1-4-21	沖縄市	沖縄市長	S49. 6. 1	(098) 937-3298	2世帯 (7人)
--------------	----	-------------------	-----	------	-----------	-------------------	-------------

オ 管内の母子寡婦福祉会の設置状況

母子寡婦福祉会は、管内の全市町村で結成されている。

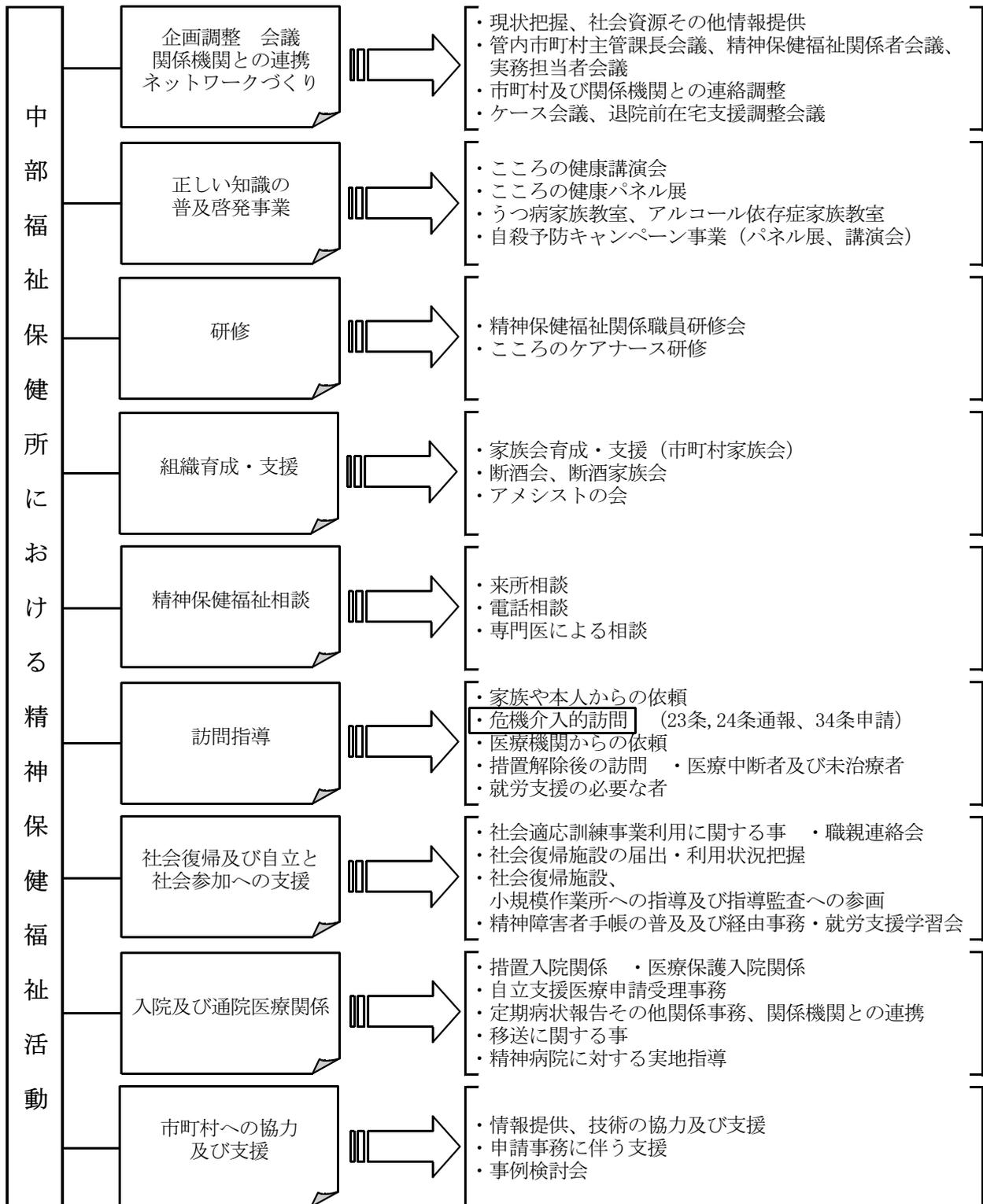
(平成 20 年 3 月現在)

市町村名	会長名	会員 (人)	創立期	事業内容
うるま市	伊波 美智枝	860	S53. 2	○総会 ○ピクニック ○新入学児童激励会 ○講習会
宜野湾市	久留 蓉子	480	S53. 3	○新入学児童激励会及び総会 ○ピクニック ○講習会 ○研修会派遣
沖縄市	長浜 光枝	742	S52. 4	○総会 ○ビーチパーティ ○みかん狩り ○クリスマス会 ○新入学児童激励会
恩納村	松田 静子	50	S52	○総会 ○カーネーション頒布 ○親子ふれあい 視察研修 ○うんなまつり母子会出店
宜野座村	大城 夏江	40	S43. 12	○総会
金武町	仲間 澄子	87	S58	○総会 ○新入学児童激励会 ○クリスマス会 ○講習会
読谷村	仲村 律子	245	S50. 4	○新入学児童激励会 ○総会 ○勉強会 ○運動会 ○子ども祭り ○もちつき大会
嘉手納町	宮城 明美	160	S53. 8	○総会 ○役員研修 ○親子サマーキャンプ ○クリスマス会 ○生け花講習
北谷町	真栄城 文子	100	S47	○総会 ○ピクニック ○新入学児童激励会 ○講習会
北中城村	安里 キヨ	197	S56	○総会 ○社会見学 ○講演会 ○新入学児童激励会
中城村	永山 勝子	97	S58. 5	○総会 ○母子ピクニック

2 障害者支援

(1) 精神保健福祉（地域保健班）

- ・昭和40年「精神衛生法」の一部改正により、保健所は地域精神保健活動の第一線機関として位置づけられる。
- ・昭和62年 精神障害者の人権擁護及び適正な医療の確保を推進するとして「精神保健法」制定。
- ・平成5年「障害者基本法」の成立により、精神障害者も障害者として福祉施策の対象となる。
- ・平成7年「精神保健福祉法」の制定。従来の保健医療対策に加え、精神障害者手帳の創設や施設の充実等自立と社会参加の促進のための援助という福祉の充実が求められ、福祉施策の位置づけが強化。
- ・平成14年 市町村への一部事務委譲。市町村での居宅生活支援事業（ヘルパーなど）開始
- ・平成18年 障害者自立支援法施行、自殺対策基本法施行



ア 相談指導等

根拠：精神保健福祉法第47条

(ア) 精神保健福祉相談及び訪問指導

精神保健福祉相談員や保健師が、患者や家族等の相談（来所・電話）を随時行っている。相談の内容は心の健康相談から、診察を受けるに当たっての相談、社会復帰相談、アルコール、ひきこもり、認知症等であり、必要に応じて訪問指導を実施している。

訪問指導は本人の状況や家庭環境などの実情を把握し、家族が抱える問題の解決に向け支援を行う。原則として訪問指導は、本人や家族の同意の下で行うが、危機介入的な場合など所長等が必要と認めた場合も行うことがある。又、複雑困難なケースについては精神科専門医による相談につなげたり事例検討をし支援内容の検討を行っている。

平成20年度相談状況

来所相談		訪問指導		電話相談
実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
205	338	56	207	973

(イ) 精神科専門医による精神保健相談

根拠：精神保健福祉法第47条

保健所及び市町村における精神保健福祉業務について

(平成12年3月31日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

目的：精神科専門医による相談を行うことで、本人・家族に対する適正医療を促し、治療中断を防止するとともに、精神障害を持ちながらも安心して生活できるよう支援する。

相談の状況

実施回数：19回

対象者数：24人

市町村別	沖縄市	うるま市	宜野湾市	読谷村	北中城村	中城村
	8	7	4	1	3	1人

相談者	本人	家族	その他
	4	16	4人

年齢別	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
	1	0	7	6	4	3	3人

相談内容（延件数）としては、治療の必要性9件、治療させたい5件、対応について8件、入院について2件、今後の支援について4件、その他3件があり、結果として、受診勧奨、対応のアドバイス、病気の診断等を行っている。

イ 届け出に関すること

(ア) 自立支援医療費（精神通院医療）支給認定状況

根拠：障害者自立支援法第58条

目的：精神障害者がその有する能力及び適正に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、精神障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。

精神疾患のため通院治療を受ける場合、継続的な医療費が大きな負担となるため、そのような方々の通院医療費の負担を軽減する制度で、これまでの精神保健福祉法第32条に基づく通院医療費公費負担制度に代わり、平成18年4月1日から始まった。通院医療費の10%が原則自己負担となり、所得・疾患等に応じて月額自己負担上限額が設定されている。

沖縄県では、10%の自己負担又は所得・疾患等に応じて設定されている月額自己負担上限額は、復帰特別措置法により支払われるため窓口での自己負担はない。

市町村別・疾病別自立支援医療費(精神通院医療)支給認定状況(平成20年度)

市町村	統合失調症	気分(感情)障害	てんかん	中毒性精神障害		知的障害	心因反応	非定型精神病	接枝分裂病	(脳器質性を除く) 認知症を精神障害	認知症	神経症	人格障害	その他	不明	合計
				アルコール	その他											
宜野湾市	623	549	179	57	12	11	9	22	0	19	59	56	3	28	0	1,627
沖縄市	1307	1125	393	129	21	20	19	23	1	62	144	120	3	72	0	3,439
うるま市	1315	785	402	120	8	50	20	21	5	57	145	121	7	45	0	3,101
恩納村	119	52	31	11	0	7	0	2	0	4	8	7	2	5	0	248
宜野座村	38	22	9	1	1	0	1	1	0	0	4	2	0	0	0	79
金武町	133	53	17	16	2	2	2	4	0	9	7	8	0	2	0	255
読谷村	334	255	98	35	1	32	3	6	2	14	27	31	1	8	0	847
嘉手納町	120	65	42	15	0	1	1	3	0	6	13	11	0	3	0	280
北谷町	218	188	48	15	2	2	1	4	0	7	26	20	1	12	0	544
北中城村	142	87	57	8	0	3	2	2	0	4	23	2	1	6	0	337
中城村	170	99	57	7	0	2	1	5	0	4	20	11	1	14	0	391
合計	4,519	3,280	1,333	414	47	130	59	93	8	186	476	389	19	195	0	11,148

*平成20年4月1日～平成21年3月31日の間に有効期間のあった方の数である。

(イ) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

根拠：精神保健福祉法第45条

目的：精神障害者に対する各種の支援策を促進し、精神障害者の自立と社会復帰の促進を図るために、平成7年10月に創設された。精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある場合、申請により手帳が交付されている。

平成14年4月から、居住地の市町村精神保健福祉担当が申請窓口となっている。平成18年10月1日から、精神保健福祉手帳の様式が変更になり、写真貼付欄が設けられている。

市町村別精神障害者保健福祉手帳交付状況（平成20年度）

区分	宜野湾市	沖縄市	うるま市	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	合計
1級	117	335	242	19	12	29	100	21	45	28	39	987
2級	420	854	736	53	19	73	199	66	119	76	80	2,695
3級	100	187	141	11	5	20	40	21	40	11	19	595
合計	637	1,376	1,119	83	36	122	339	108	204	115	138	4,277

*平成20年4月1日～平成21年3月31日の間に有効期間があった方の数である。

(ウ) 医療保護入院

医療保護入院には、保護者の同意による精神保健福祉法第33条第1項に規定された1項入院と扶養義務者の同意による同法第33条第2項に規定された2項入院がある。

同法第33条第1項では、医療保護入院の対象者を精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であって当該精神障害のために第22条の3〔任意入院〕の規定による入院が行われる状態ないと判定された者等と規定している。

扶養義務者とは、直系血族及び兄弟姉妹のように民法上当然に扶養する義務を有する者及び3親等内の親族のうち家庭裁判所が特別の事情がある場合に審判することによって扶養する義務が発生する者をいう。

扶養義務者のなかから、家庭裁判所が選任した者が保護者となる。

同法第33条第7項は精神科病院の管理者に医療保護入院を行った場合、10日以内での同意書を添えての県知事への届出義務を課している。

平成20年度医療保護入院者数

市町村	性別	F00 アルツハイマー病 型認知症	F01 血管性 認知症	F02～ F09 左記以 外の症 状性を 含む器 質性精 神障害	F10 アルコー ル使用 による 精神及 び行動 の障害	覚せい 剤による 精神及 び行動 の障害	左記以 外の精 神作用 物質使 用による 精神及 び行動 の障害	F20 統 合失調 症	統 合失 調症 型及 び妄 想性 障害	F3 気 分障 害	F4 神 経症 性障 害、 スト レス 関連 障害 及び 身体 表現 性障 害	F5 生 理的 障害 及び 身体 的要 因に 関連 した 行動 症候 群	F6 成 人の パーソ ナリ テイ 及び 行動 の障 害	F7 精 神遅 滞	F8 心 理的 発達 の障 害	F9 小 児期 及び 青年 期に 通常 発症 する 行動 及び 情緒 の障 害等	てん かん	そ の 他	合 計
宜野湾市	男	16	20	8	10			28	1	2	1			1					87
	女	12	10	8				21	2	14								1	68
沖縄市	男	11	23	45	8		2	83	3	5								1	188
	女	13	15	31	1			67	4	25	3		1	1					161
うるま市	男	16	13	28	9			52	2	9				1				1	131
	女	18	2	23	2			39	7	14	2		1	4				1	113
恩納村	男			2	1			4											7
	女		1					5	1									1	8
宜野座村	男							2											2
	女							1											1
金武町	男	1	3	2	1			11											2
	女			4				15	2	1									2
読谷村	男		2	8	3			16	2	3					2				36
	女	1		5	1			13	2	9	1								32
嘉手納町	男		2				2	8											12
	女			1				8		1									10
北谷町	男		2		3			11		1									17
	女	7	1	6				12		4			1						32
北中城村	男	7	6	12	5			14		5									49
	女	9	4					9		1									23
中城村	男	2	5	3				11											21
	女	7	5	2				8	2		2			1					27
その他	男	10	11	5	7		2	17	3	2	1			1				3	62
	女	6	7	8	2		1	19	4	8	1							2	58
合計	男	63	87	113	47	0	6	257	11	27	2	0	0	5	0	0	1	13	632
	女	73	45	88	6	0	1	217	24	77	9	0	3	6	0	0	0	8	557
	計	136	132	201	53	0	7	474	35	104	11	0	3	11	0	0	1	21	1,189

※精神保健福祉法第33条第7項に基づき平成20年4月1日～平成21年3月31日に当保健所にて受理した当保健所管内精神科病院管理者より届出のあった医療保護入院者に他保健所より回付されてきた当保健所管轄住所地の医療保護入院者を加えて計上している。

(エ) 社会復帰施設利用状況

根拠：精神保健福祉法第50条2の3

「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準の施行について」
(平成12年3月31日障第247号 厚生省大臣官房障保健福祉部長通知)

目的：精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図る

内容：都道府県、市町村、その他の者（医療法人、社会福祉法人）が主体となり、精神障害者社会復帰施設を設置することが出来る（法第50条）。
社会復帰施設利用の開始及び終了に際し、速やかに当該施設の所在地を管轄する保健所長に報告し、必要に応じ助言を行い情報を適切に管理し利用者の状況把握に役立てることとしている。

平成20年度社会復帰施設利用状況

区分	概要	名称	定員
生活訓練施設	回復途上にある精神障害者に、居室その他の設備を利用させることにより、生活の場を与えるとともに、生活の指導等を行い、社会復帰の促進を図る。入所施設だが、福祉ホームよりも訓練・指導に重きを置いた施設。利用期間は原則2年、延長可。	桜邸	20
		南灯荘	20
授産施設	相当程度の作業能力を有し、将来就労を希望する者を利用させ、必要な訓練・指導を行う。作業収入は、事業所が必要経費を控除した工賃を支払う。	キャンプグリーンヒル（入所型）	30
		琉球薬草苑（入所型）	30
福祉ホームB	長期在院患者の療養体制整備事業	瑞穂邸	20

平成20年度 社会復帰施設退所後の状況

区分	自宅退所等	グループホーム入所	福祉ホーム入所	授産施設	生活訓練施設入所	病状悪化入院	他科病院入院	障害者雇用等	その他の施設	合計
生活訓練施設	2	7	0	1	0	6	3	0	0	19
授産施設	5	4	0	0	1	8	1	0	0	19
福祉ホームB	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 研修

(ア) 精神保健福祉関係職員研修会

目的：精神障害者の地域生活や活動の支援を円滑に行うための専門知識・技術を精神保健福祉活動に従事する職員が習得することを目的とする。

対象：市町村・福祉事務所・社会復帰施設・小規模作業所・社会福祉協議会等に於いて、精神保健福祉関係業務に従事している者

日時：平成20年7月4日（金）午後2時～4時

内容：講演「アルコール依存症への関わり方について」～琉球病院の実践から

講師：独立行政法人国立病院機構 琉球病院 看護師長 野邊英昭

参加者：44人

(イ) こころのケアナース研修会（根拠法：自殺対策基本法）

目的：医療機関等に勤務する看護師等がうつ・うつ病の理解を深めることによりうつの予防やうつの早期発見、早期受診に繋がり地域のこころの健康づくりの推進が図られる。

対象：医療機関等に勤務する看護師等

内容：講演「うつ・うつ病の相談支援について」
 講師：日本うつ病学会評議員、MDA代表 山口律子（保健師）
 参加者：148人

エ 普及啓発事業

(ア) こころの健康パネル展・チラシ配布

根拠法：自殺対策基本法 第4条 12条
 精神保健福祉福祉月間事業

目的：うつ病や自殺に対する正しい知識・各種事業・相談窓口等の普及啓発
 対象：一般市民

日時及び場所：平成20年9月13日(金)～15日(日) サンエー具志川メインシテイ
 平成20年11月17日(月)～21日(金) 中部福祉保健所ロビー
 平成20年11月11日(火) 食品衛生責任者講習会場(所内)

内容：うつ病の知識を中心にしたパネルの展示、各種関連する事業、関係機関
 のをチラシ配布・ポスター展示

(イ) アルコール講演会

目的：アルコール依存症の正しい知識と現状を理解し、対処法を学ぶ。
 対象：管内に居住する一般住民、アルコール問題で悩んでいる本人及び家族。
 内容及び参加状況

開催日	内容	参加数
平成20年 10月17日(金) 午後2時～4時	・精神科医師による講話 「アルコール依存症の理解と対応」 ・当事者による体験談	71人

(ウ) アルコール依存症の家族教室

目的：「アルコール依存症について」の正しい知識及び本人への対応を学び
 家族同志の情報交換・交流を図ることで正しい知識と対応方法を学ぶ。
 対象：アルコール依存症者の家族
 アルコールの問題で悩んでいる家族
 教室内容及び参加状況

開催日	教室内容	参加数
平成20年 6月13日 (金)	講話「アルコール依存症とは」 講師 糸満清明病院 医師 平田雄三 〃 精神保健福祉士 野崎健太郎	17人
6月20日 (金)	家族の体験談 たけのこ会 グループワーク 「悩んでいること、困っていること」	13人
平成20年 12月5日 (金)	講話「アルコール依存症とは」 講師 琉球病院 医師 玉城美紀	27人
12月12日 (金)	家族の体験談 ひまわり会 グループワーク 「悩んでいること、困っていること」	18人

(エ) うつ病家族教室

目的：うつ病を抱える家族が、うつ病に対する知識や理解を深め、また家族同士の情報交換を行うことにより、家族が適切なサポートができるような治療環境の向上を図る

対象者：うつ病と診断され治療中の（入院・通院）の家族

開催日	内 容	参加数
平成20年 10月4日 (金)	・ 講話「うつ病の理解」 講師：蟻塚亮二 ノーブルやんばるクリニック所長 ・ グループワーク	23人
平成20年 10月10日 (金)	・ 講話 「家族の心理・役割」 講師：蟻塚亮二 ノーブルやんばるクリニック所長 ・ グループワーク	24人
平成20年 10月22日 (水)	・ 講話 「ストレス対処法・グループワーク」 講師：長田 清 長田クリニック院長	20人

オ 社会復帰事業

(ア) 社会適応訓練事業

根拠：精神保健福祉法 第50条の4

目的：精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図る。
沖縄県でも国の事業開始とともに昭和57年から「通院患者リハビリテーション事業」として開始し、平成7年の法改正により法定化され、「社会適応訓練事業」と改称された。

訓練時	訓練期	申込者	決定者 (人)	協力 事業所 (件)	協力事業所の業種
前期	H20.4 ～ H20.9	31	29	13	・ クリーニング業 ・ 花卉園芸 ・ 飲食業・食品製造
後期	H20.10 ～ H21.3	22	21	12	・ 額縁製造・木工芸 ・ 鮮魚加工 ・ 身体障害者療護施設
合計 (実人数)		58 (40)	50 (37)	25 (17)	・ 介護サービス事業所 ・ 古紙回収 ・ 理容・美容室 ・ 美容・エステ関連

前期は31人の申し込みがあり29人決定、後期は22人の申し込みがあり21人が決定し訓練を開始した。

訓練結果

平成20年度の訓練者実数は37人、延数は50人、訓練結果内訳は次表のとおりである。

平成20年度社会適応訓練事業結果内訳

訓練終了者（訓練中止者も含む）（人）												合計 A+B=C	訓練 継続者 D	訓練者 実数 C+D=E
就労			就労以外											
契約 訓練 事業 所と 雇用 （パート ト含）	契 約の 事 業 所と 雇用 （パート ト含）	小計 A	訓 練 適 等 の 他 の 就 労	施 設 へ 入 所 ・ 通 所	生 活 訓 練 施 設 ・ 授 産	訓 練 終 了 し 在 宅	訓 練 中 止 し 在 宅	入 院	死 亡	そ の 他	小計 B			
1	0	1	0	0	11	1	3	0	3	18	19	31	50	

(イ) 社会適応訓練事業関係者連絡会議

a 支援者会議

目的：社会適応訓練事業における関係者の交流を図ることにより、本事業を推進し、精神障害者の社会復帰を促す。

対象：協力事業所、医療機関、市町村、社会復帰施設、作業所、地域生活支援センター、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等

日時：平成20年7月29日（火） 午後2時～4時

内容：実績報告

講話 「通院患者リハビリテーション事業アンケート結果より」

國中郁代氏 沖縄障害者職業センター上席障害者職業カウンセラー

講話 「精神障害者の就労支援について」

石川哲次氏 中部地区障害者「就業・生活」支援センターワーカー

意見交換

参加数：38人

b 社会適応訓練事業職親連絡会（1回）

目的：通院患者リハビリテーション事業の協力事業主等が、日頃の訓練を実施する上での不安や対応について、意見交換や情報共有を行うことにより訓練生への理解を深め、効果的な訓練を図ることを目的とする。

対象：協力事業所、訓練生に関わっている医療機関

日時：平成21年3月23日（月） 午後6時～8時

内容：講話「障害の理解と対応」～精神障害者のリハビリテーション～

講師：仲村 永徳先生 玉木病院副院長

参加数：19人

(ウ) 精神障害者就労支援学習会

目的：社会適応訓練を有効に活用し、訓練生が自分にあった働き方を学ぶことで就労意欲を高めることと、より充実した生活をめざすことをもくろきとする。

対象：管内の社会適応訓練事業の訓練生

日時：平成20年12月16日（火） 午後2時～4時

内容：講話「あなたの就労を支援します」

講師 中部地区障害者就業・生活支援センター支援ワーカー 石川哲次氏

体験報告「就労支援制度を活用して」・・・働く仲間から2名
意見交換

参加者：23人

カ 自助組織育成

根拠：精神保健福祉法第46条

厚生省大臣官房障害保健福祉課長通知「保健所及び市町村における精神保健業務について」

(ア) 家族会支援

精神障害者の家族相互の親睦と障害者の社会復帰の促進を目的とし、各地域で家族会が発足。学習会や情報交換などの定例会活動等に対して、必要な助言、援助を行い育成、支援している。

家族会活動状況

名称	定例会	実施場所	活動内容	発足年月
野菊の会	毎月 第4金	中部福祉保健所	定例会	H2. 2月
NPOうるま市心の 健康を守る結いの会	毎月 第2・4木	ゆい作業所 与那城地区公民館	定例会 作業所運営	H18. 4月
読谷村 精神療養者家族会	毎月 第2木	SFDなごみの会作業所	定例会 作業所運営	H6. 4月
嘉手納町 精神療養者家族会	毎月 第2木	あじさいの会作業所	定例会 作業所運営	H9. 11月
ひるぎの会 (宜野座村)	毎月 1回	宜野座村 社会福祉協議会	定例会 作業所運営	H13. 12月
みんなの仲間 (恩納村)	毎月 1回	総合保健福祉センター	定例会 作業所運営	H14
むるぶし会 (宜野湾市)		宜野湾市あかとうんち		H15. 12月
おあしすコール (沖縄市)	毎月 第2木	沖縄市 福祉文化プラザ	定例会	H16. 4月

(イ) 断酒会活動状況

昭和50年11月「コザ保健所もくよう会」の名称で県内初の地域断酒会として発足。例会を中心に、お互いの体験談を語り合い交流する中で、共に断酒を誓い継続するために支え合う、酒害者による酒害者のための自助グループである。例会参加者は、管内の地域内外からの参加もあり、当事者のみでなく家族も参加している。

昭和63年7月には、沖縄断酒家族会「たけのこ」、H13年11月には女性酒害者の会「中部アメシストの会」が発足し、酒害に関する啓発活動や酒害相談活動を続けている。平成18年度には、北谷断酒会5周年記念式典が開催された。

管内断酒会開催状況

断酒会名	定例日	時間	場所	備考
読谷断酒会	毎週（月）	19：00 ～ 21：00	読谷村総合福祉センター	H9年3月発足
うるま断酒会	毎週（火）		石川保健相談センター	S62年9月発足
宜野湾断酒会	毎週（火）		宜野湾市保健相談センター	H6年10月発足
沖縄断酒友の会 （県断酒協議会）	毎週（木）		中部福祉保健所	S50年11月発足
沖縄断酒友の会 （県断酒連合会）	毎週（金）		中部福祉保健所	S50年11月発足
虹の会 （身障者断酒会）	毎月第2（土）		中部福祉保健所	
北谷断酒会	毎週（木）		北谷町保健相談センター	H13年発足
具志川断酒会	毎週（金）		うるま市保健相談センター	H7年9月発足会
中部アメシストの会 （女性の会）	毎週（火）		中部福祉保健所	H13年11月発足
沖縄断酒家族会 （たけのこ）	毎月第3（火）		中部福祉保健所	S62年7月発足
沖縄断酒協議会家族会 （ひまわり）	毎月第1（月）		中部福祉保健所	H18年9月発足

キ 精神科病院実地指導

根拠：平成10年3月3日 障第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援第491号
厚生省大臣官房 障害保健福祉部長・健康政策・医薬安全・社会・援護局長連名通知『精神科病院に対する指導監督等の徹底について』及び精神保健福祉法第38条の6

目的：局長通知『精神科病院に対する指導監督等の徹底について』において、精神保健福祉施策の推進については、人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障害者の社会復帰・社会参加を促進するという観点から、地域において、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設等との連携を図りつつ、より良い精神医療を目指していくことが必要である。

特に入院患者の処遇については、行動制限、面会、信書、電話、金銭管理等に係る処遇が適切に行われ、社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していく必要があることから精神科病院への指導を徹底するよう県に求めている。それを受け当保健所は、適正な精神医療の確保、入院制度等の適正な運用について年1回精神科病院の実地指導（実地審査を含む）を行っている。

結果：当保健所管内8精神科病院について、平成20年12月～平成21年2月にかけて、以下の指導項目で実施した。

- ※過去の实地指導に対する改善状況について
- ※医療環境について
- ※指定病院について
- ※医療保護入院について
- ※任意入院について
- ※入院患者の通信面会について
- ※入院患者の身体拘束について
- ※入院患者の隔離・身体拘束等の行動制限に関する一覧台帳の整備について
- ※自立支援医療費（精神通院）について
- ※精神科病院内の設備等について
- ※精神保健指定医について
- ※措置入院について
- ※応急入院について
- ※特例措置について
- ※入院患者の隔離について
- ※入院患者等のその他の処遇について
- ※その他

ク 精神障害者にかかる申請・通報状況

根拠：精神保健福祉法第23条（一般人の申請）、第24条（警察官の通報）、第25条（検察官の通報）、第26条（矯正施設の長の通報）、第26条の2（精神科病院の管理者の届出）

目的：県知事は、2人以上の精神保健指定医による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を入院させることができる。

精神保健福祉法第29条（都道府県知事による入院措置）

平成20年度精神障害者にかかる申請・通報状況

市町村	性別	一般人の申請		警察官の通報		検察官の通報		病院管理者の届出		合計	
		措置入院 になった 者	措置入院 にならな かった者								
沖縄市	男			4	16	6	2			10	18
	女				9					0	9
うるま市	男		1	3	7	2				5	8
	女	1	1		9	1				2	10
宜野湾市	男			2	7	1				3	7
	女			1	6					1	6
北中城村	男				1					0	1
	女				2					0	2
嘉手納町	男	1			4					1	4
	女				1					0	1
金武町	男	1			3					1	3
	女									0	0
中城村	男				1					0	1
	女									0	0
読谷村	男			1	3					1	3
	女				1					0	1
北谷町	男				3					0	3
	女				2					0	2
恩納村	男				1					0	1
	女				1					0	1
宜野座村	男					2				2	0
	女									0	0
その他	男				4	3	1			3	5
	女				2					0	2
計	男	2	1	10	50	14	3	0	0	26	54
	女	1	1	1	33	1	0	0	0	3	34
	合計	3	2	11	83	15	3	0	0	29	88

ケ 退院前在宅支援調整会議

根拠：精神科病院に対する指導監督等の徹底について

（平成10年3月3日障第113号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）

目的：入院中の患者について、退院前に在宅支援調整会議を開催することにより、在宅における精神障害者の適正な医療及び生活支援を行う。

平成20年度

病院名	措置入院	医療保護入院	任意入院	計
琉球病院	1	2	0	3
新垣病院	14	3	0	17
沖縄中央病院	3	0	0	3
いずみ病院	0	1	0	1
平和病院	4	0	0	4
平安病院	0	2	0	2
精和病院	2	0	0	2
田崎病院	0	1	0	1
琉大病院	1	0	1	2
天久台病院	1	0	0	1
玉木病院	1	0	0	1
小計	27	9	1	37
医療観察関連				2
合計				39

(2) 身体障害者福祉・知的障害者福祉（総務福祉班）

ア 身体障害者手帳

身体障害者福祉法では、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者を「身体障害者」と定義している。

身障手帳は、申請に基づき交付され、これにより各種の身障福祉制度等の利用がしやすくなる

区分	障害種別		等級	備考	
対象者	視覚障害		1級～6級	7級の障害のみでは、手帳交付の対象にはならない。	
	聴覚・平衡 聴覚		2級～4級、6級		
	機能障害 平衡機能		3級、5級		
	音声・言語・そしゃく機能障害		3級、4級		
	肢	上肢障害			1級～7級
		下肢障害			1級～7級
	体	体幹障害			1級～3級、5級
		不自由	乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害		上肢機能
					移動機能
	内臓	心臓機能障害			1級、3級、4級
		じん臓機能障害			1級、3級、4級
		呼吸器機能障害			1級、3級、4級
		ぼうこう又は直腸機能障害			1級、3級、4級
小腸機能障害		1級、3級、4級			
免疫機能不全		1級～4級			
手続等	申請窓口：居住地の市町村 必要書類：身体障害者交付申請書、県指定の医師の診断書・意見書、顔写真、印鑑等 県の担当：沖縄県身体障害者更生相談所				

障害別市町村別身体障害者数

(平成21年3月31日現在)

No.	市町村名	視覚	聴覚	平衡	音言そ	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	ぼうこう直腸	小腸	合計
1	宜野湾市	177	378	2	55	1,537	968	266	58	71	4	3,516
2	沖縄市	335	626	2	60	2,595	1,512	469	137	120	4	5,860
3	うるま市	391	629	4	77	2,382	1,420	431	177	141	1	5,653
4	恩納村	36	44	0	7	224	105	33	16	13	0	478
5	宜野座村	24	44	0	7	131	51	24	7	7	1	296
6	金武町	31	63	0	4	262	149	37	12	8	0	566
7	読谷村	98	177	0	13	717	358	116	44	32	1	1,556
8	嘉手納町	41	67	0	8	305	146	61	15	18	0	661
9	北谷町	55	94	1	12	487	272	98	25	32	2	1,078
10	北中城村	27	71	0	7	263	162	48	4	13	0	595
11	中城村	40	89	0	8	336	164	55	18	14	1	725
	計	1,255	2,282	9	258	9,239	5,307	1,638	513	469	14	20,984

(沖縄県身体障害者更生相談所の統計より抜粋)

イ 知的障害者の定義

知的障害者については、知的障害者福祉法上定義づけられていないが、平成7年の精神薄弱児（者）基礎調査においては、「知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」とされている。知的障害者福祉法による福祉サービスの対象とされるのは18歳以上の者である。

ウ 療育手帳制度

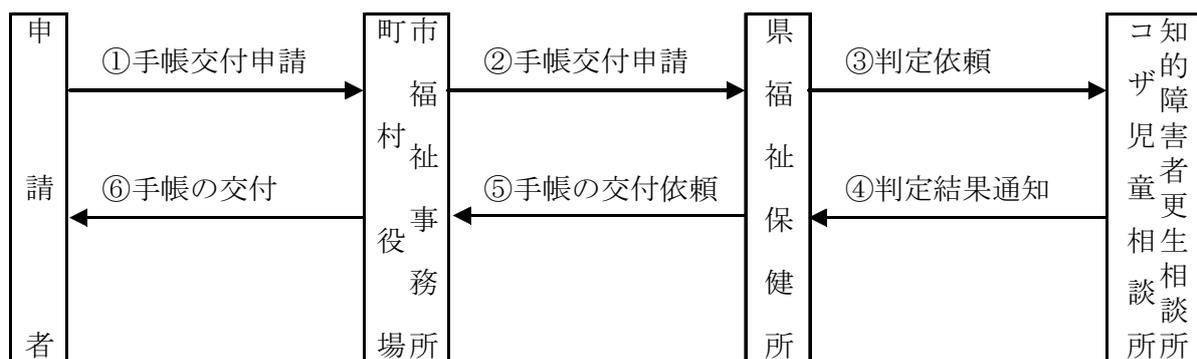
療育手帳制度は、知的障害者（児）に対して一貫した指導、相談を行うほか、各種福祉制度を利用しやすくするために、これを交付し、知的障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的に昭和48年から実施されている。

交付申請は知的障害者（児）又はその保護者が市町村を經由して県知事に行い、児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）における判定結果に基づき決定する。

手帳は、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分される。

（ア）交付手続き

申請書（写真（タテ：4cm、ヨコ：3cm）を添付）を、居住地の市町村へ提出。



（イ）平成20年度の市町村別・障害程度別の療育手帳交付状況

障害程度	宜野湾市	沖縄市	うるま市	市部計	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	郡部計	合計
A1	51	81	83	215	6	5	10	13	9	7	11	13	74	289
A2	131	236	278	645	18	5	19	84	29	45	22	38	260	905
B1	175	307	290	772	35	11	23	76	40	66	25	24	300	1,072
B2	222	440	331	993	17	13	32	94	37	58	16	41	308	1,301
計	579	1,064	982	2,625	76	34	84	267	115	176	74	116	942	3,567

エ 特別障害者手当等支給制度

特別障害者手当等は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又身体の重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の軽減を図る一助として、在宅の重度障害児者に対し、手当支給することにより、重度障害児者の福祉の向上を図ることを目的としている。制度概要は以下のとおり。

手当種別	対象者	手当月額	備考
特別障害者手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令別表2参照）にある在宅の20歳以上の者	26,440円	受給者本人及び扶養義務者等について、所得制限あり
障害児福祉手当	精神又は身体に重度の障害を有する為、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（施行令別表1参照）にある在宅の20歳未満の者	14,380円	
福祉手当（経過措置）	昭和61年3月31日で20歳以上で、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有している者で、特別障害者手当も障害基礎年金も受給していない者	14,380円	

町村別特別障害者手当等の過去5カ年間の支給状況

（単位：人、円）

町村	16年度	17年度	18年度	19年度	平成20年度			
					福祉手当（経過措置）	特別障害者手当	障害児福祉手当	計
恩納村	16	16	14	13	0	8	6	14
					0	2,432,480	977,840	3,410,320
宜野座村	2	2	2	2	1	1	1	3
					172,560	317,280	14,380	504,220
金武町	21	21	19	20	2	8	8	18
					345,120	2,538,240	1,251,060	4,134,420
与那城町	28	28	0	0	0	0	0	0
					0	0	0	0
勝連町	45	45	0	0	0	0	0	0
					0	0	0	0
読谷村	91	89	85	96	3	56	33	92
					517,680	17,688,360	5,622,580	23,828,620
嘉手納町	36	33	27	31	2	17	9	28
					345,120	5,340,880	1,452,380	7,138,380
北谷町	44	45	45	49	0	22	25	47
					0	6,847,960	4,213,340	11,061,300
北中城村	38	38	34	34	0	24	11	35
					0	7,323,880	1,754,360	9,078,240
中城村	22	24	23	28	1	21	6	28
					172,560	6,662,880	1,035,360	7,870,800
合計	343	341	249	273	9	157	99	265
					1,553,040	49,151,960	16,321,300	67,026,300

注：平成17年度に与那城町と勝連町が合併によりうるま市となったことから、平成17年度の与那城町と勝連町は、2月、3月分の二月分のみの支払いとなる。

オ 心身障害者扶養共済制度

本制度は心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき保護者の死亡または廃疾後の心身障害者に年金を支給するため、共済制度を設けて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としている。

心身障害者扶養共済加入状況 平成21年3月末現在

区分	恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
加入者	4	1	0	7	0	4	3	0	19
掛金免除者(再掲)	4	1	0	6	0	2	0	0	13

心身障害者扶養共済年金受給状況 平成21年3月末現在

恩納村	宜野座	金武町	読谷村	嘉手納	北谷町	北中城	中城村	合計
0	1	0	0	1	0	1	1	4

カ 身体障害者相談員の活動

身体障害者相談員は、身体障害者福祉法第13条の3の規定に基づき、県知事から身体障害者の更生援護の相談業務等を委託されている身体障害者等で、社会的信望があり、身体障害者の更生援護に熱意と見識を持っている方々である。

主な業務は、身体に障害のある者の更生援護に関する相談及び必要な指導、関係団体等の業務への協力、援護思想の普及等で、県全体で79人(定数105人)、中部福祉保健所管内の11市町村で23人(定数28人)が配置されている。

なお、過去5カ年の活動状況は次表のとおり。

(ア) 身体障害者相談員の過去5カ年間の活動状況

年度	相談内容									計
	手帳申請	更生医療	補装具	施設入所	職業	生活	会議行事	調整関係機関	その他	
平成16年度	15	6	9	21	32	205	693	272	378	1,631
平成17年度	102	30	192	33	105	367	446	210	269	1,754
平成18年度	25	3	21	2	66	198	394	269	441	1,419
平成19年度	28	19	28	13	89	229	373	198	472	1,449
平成20年度	15	13	48	9	75	230	307	149	416	1,262

(イ) 身体障害者相談員名簿（平成21年3月31日現在）

NO	相談員氏名	担当地区	NO	相談員氏名	担当地区
1	金城 澄男	うるま市	15	普久原 朝正	沖 縄 市
2	福原 武男		16	田場 上	宜野湾市
3	宮城 義房		17	宮城 美和子	
4	楚南 康範		18	玉寄 長勇	
5	木村 文子		19	神田 朋子	
6	玉元 武一		20	欠	恩 納 村
7	欠		21	欠	宜野座村
8	仲村 定枝		22	高江洲 末子	金 武 町
9	兼久 隆夫		23	佐和田 由紀子	読 谷 村
10	金城 睦雄	24	知花 光治		
11	島袋 林晴	沖 縄 市	25	比嘉 甚夫	嘉手納町
12	湧川 和夫		26	欠	北 谷 町
13	前泊 恵子		27	欠	北中城村
14	稲嶺 梅子		28	与那覇 晴枝	中 城 村

キ 知的障害者相談員の活動

知的障害者相談員は、知的障害者福祉法第15条の2の規定に基づき、県知事から知的障害者の更生援護に関し、本人又は保護者からの相談に応じ必要な指導助言等を委託されている知的障害者の保護者で、社会的信望があり、知的障害者の福祉の増進に熱意と見識を持っている方々である。

主な業務は、知的障害者の養育、生活等に関する相談助言、施設入所、就学・就職等に関する連絡調整、知的障害者に対する援護思想の普及等で、県全体で25人（定数37人）、中部福祉保健所管内の11市町村6人（定数10人）が配置されている。

なお、過去5カ年の活動状況は次表のとおり。

(ア) 知的障害者相談員の過去5カ年の活動状況

年度	活動日数	相談内容等										計
		養育	生活	施設利用	就学	就職	家族関係	年金・保険・手当	諸行社会参加	地域活動	その他	
平成16年度	531	2	9	0	0	13	8	3	285	127	166	613
平成17年度	433	3	54	7	2	16	2	9	224	33	160	510
平成18年度	265	1	58	5	5	31	8	25	209	91	173	606
平成19年度	343	1	52	3	3	15	7	9	151	27	166	434
平成20年度	285	1	30	0	0	14	2	3	180	52	101	383

(イ) 知的障害者相談員名簿（平成21年3月31日現在）

NO	相談員氏名	担当地区	NO	相談員氏名	担当地区
1	比嘉 恵利子	うるま市	6	欠	宜野湾市
2	安村 昭洋		7	欠	恩納村 読谷村
3	野原 マリ子	沖縄市	8	元山 満寿美	宜野座村 金武町
4	比嘉 ひとみ		9	欠	嘉手納町 北谷町
5	照屋 ヨシ子		10	欠	北中城村 中城村

ク 障害者自立支援法に基づく実地指導

平成18年4月からの障害者自立支援法の施行に伴い、自立支援給付支給事務等に関する市町村に対する指導は、「自立支援給付支給事務等に関する市町村指導実施要綱」に基づき、

- (1) 自立支援給付制度の内容の周知徹底を図る。
- (2) 支給事務の適正化を図る。

ことを指導方針として、平成19年度より実地指導を実施している。

また、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等に対する指導は、「障害福祉サービス事業者等指導実施要綱」及び「障害福祉サービス事業者等監査実施要綱」に基づき、

- (1) 指定基準の遵守及び自立支援給付制度の内容の周知徹底を図る。
- (2) サービスの適正化及び質の確保を図る。

ことを指導方針として、平成19年度より実地指導を実施している。

(ア) 市町村指導

平成20年度

(イ) 障害福祉サービス事業者等指導

平成20年度

市町村名	指導箇所	指導結果	事業種別	指導箇所	指導結果	
宜野湾市		文書指摘： 6件	居宅介護	64	文書指摘： 92件	
沖縄市			重度訪問介護			
うるま市	○		行動援護			
恩納村	○		重度障害者等包括支援			
宜野座村	○		短期入所			
金武町			児童デイサービス			13
読谷村			療養介護			
嘉手納町	○		生活介護			
北谷町			自立訓練（機能訓練）			
北中城村	○		自立訓練（生活訓練）			
中城村			就労移行支援			
計	5箇所		就労継続支援A型			
			就労継続支援B型	10		
			GH	5		
			CH			
			相談支援			
			計	92		

※○印は、実施箇所

ケ 障害者自立支援法に基づく相談支援事業等について

障害者自立支援法の施行により身体障害、知的障害、精神障害の3障害が一元化され、一体的にサービスが提供されるようになったことから、圏域の相談支援体制の構築について福祉と保健が連携して取り組む必要があるとして、平成20年度の福祉保健部の重点連携事業として設定されている。

平成20年度は、圏域アドバイザーと連携し、管内市町村における地域自立支援協議会の設置への取り組みや運営の助言等を行った。

(3) 難病対策事業（地域保健班）

事業根拠：難病対策要綱（昭和47年厚生省）

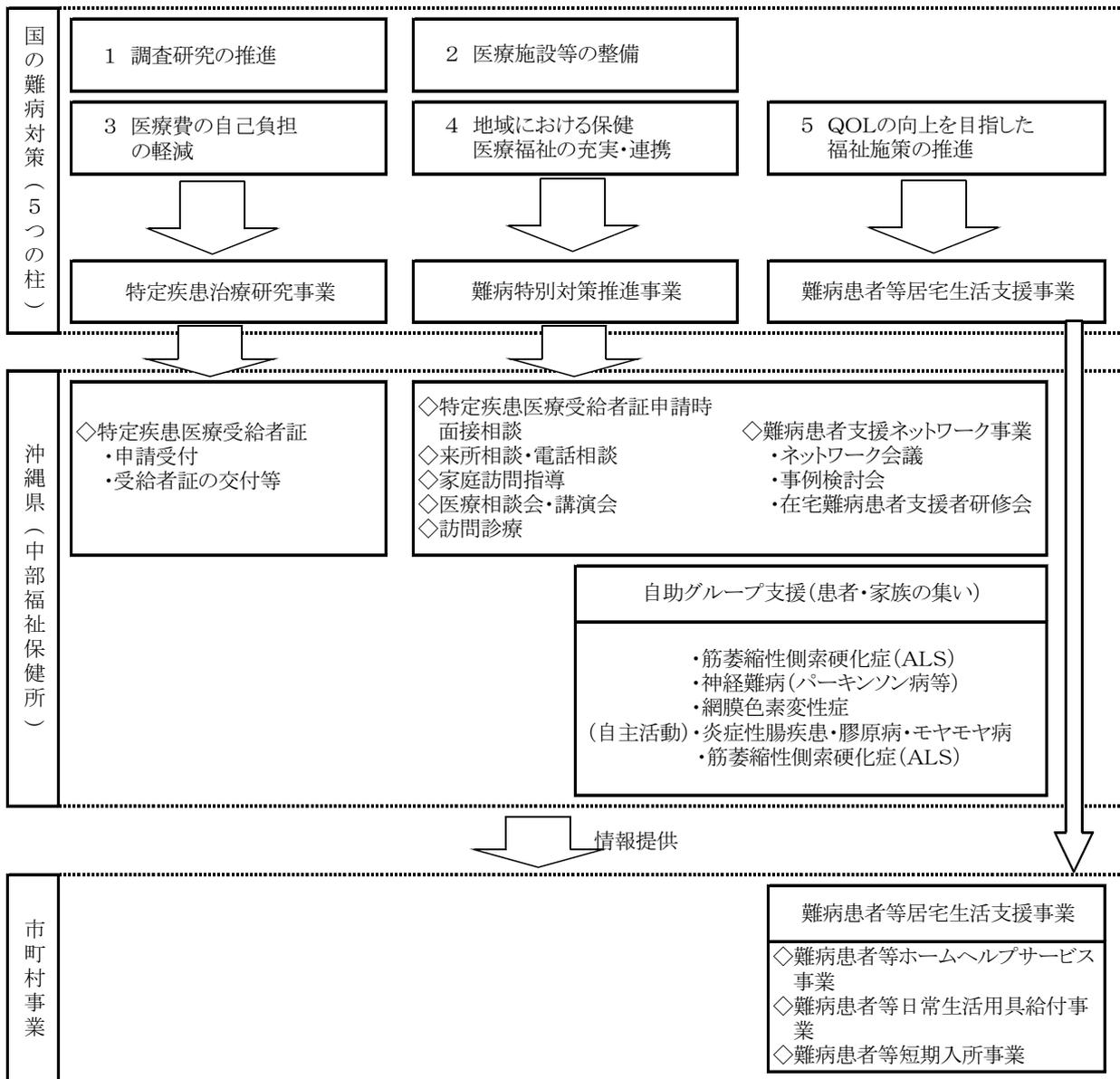
難病（特定疾患）の概念：

原因不明、治療方法が未確立であり、且つ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病である。

本県においては、昭和48年「特定疾患治療研究事業」が開始され、治療研究の推進と医療費の自己負担分の解消等の事業が実施された。平成7年に「特定疾患」の申請窓口を本庁より保健所に移し、「難病対策事業」が開始された。

平成10年5月より重症患者を除く一般患者に対して定額の患者負担が導入された。平成15年10月から低所得への配慮など所得と治療状況に応じた段階的な自己負担月額限度額や19疾患に対し「軽快者」が導入された。平成17年10月に「軽快者」に関する基準の見直しがあり、24疾患が対象となった。

事業体系



ア 特定疾患治療研究事業

(ア) 特定疾患医療受給者証交付状況

(平成20年度)

疾病No.	疾患名	管内						沖縄県	
		H20				H19	H18	H19	H18
		新規	継続	合計	重症	合計	合計	合計	合計
神経系疾患群	2 多発性硬化症	3	19	22	6	20	20	53	51
	3 重症筋無力症	10	44	54	2	49	46	155	147
	5 スモン	0	0	0	0	0	0	1	2
	8 筋萎縮性側索硬化症	8	34	42	29	38	31	91	84
	16 脊髄小脳変性症	4	32	36	17	39	36	112	103
	20 パーキンソン病関連疾患	65	286	351	148	321	282	909	815
	21 アミロイドーシス	1	1	2	1	2	3	13	11
	22 後縦靭帯骨化症	18	46	64	11	52	49	236	230
	23 ハンチントン病	0	5	5	4	5	5	11	10
	24 モヤモヤ病	10	29	39	2	32	34	81	78
	27 多系統萎縮症	6	27	33	19	34	36	65	65
	30 広範脊柱管狭窄症	3	8	11	1	12	8	35	24
	38 プリオン病(ヤコブ病、GSS、FFIを含む)	1	0	1	1	1	0	4	5
	40 神経線維腫症	1	5	6	1	5	4	19	18
	41 亜急性硬化性全脳炎	0	4	4	4	4	4	14	14
	44 ライゾーム病	1	3	4	2	3	2	14	12
679 45 副腎白質ジストロフィー	0	5	5	1	5	5	9	9	
膠原系疾患群	1 ベーチェット病	6	27	33	1	27	25	78	72
	4 全身性エリテマトーデス	34	303	337	29	329	318	895	867
	7 サルコイドーシス	11	32	43	1	41	37	98	82
	9 強皮症・皮膚筋炎及び多発性筋炎	10	81	91	6	86	83	269	245
	11 結節性動脈周囲炎	6	11	17	2	12	13	46	41
	13 大動脈炎症候群	2	21	23	1	23	19	72	64
	19 悪性関節リウマチ	1	8	9	2	9	9	43	41
	25 ウェゲナー肉芽腫症	0	3	3	1	4	3	15	10
648 33 特発性大腿骨頭壊死症	11	38	49	3	51	48	119	120	
34 混合性結合組織病	5	38	43	0	41	40	116	107	
特定臓器疾患群	6 再生不良性貧血	3	17	20	2	22	18	64	55
	10 特発性血小板減少性紫斑病	16	42	58	2	51	44	133	131
	12 潰瘍性大腸炎	41	226	267	0	251	221	686	639
	14 ビュルガー病	5	17	22	0	20	15	68	61
	15 天疱瘡	4	16	20	0	17	19	51	52
	17 クロウン病	12	102	114	2	103	106	299	275
	18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	1	0	1	2	1	7	4	12
	26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症	12	73	85	8	78	73	320	298
	28 表皮水疱症	0	3	3	1	3	3	5	5
	29 膿疱性乾癬	0	3	3	0	3	4	19	18
	31 原発性胆汁性肝硬変	15	57	72	1	58	57	205	194
	32 重症急性膵炎	4	2	6	8	20	23	47	69
	35 原発性免疫不全症候群	0	1	1	0	2	2	12	13
	36 特発性間質性肺炎	4	14	18	5	22	15	68	51
37 網膜色素変性症	16	75	91	13	79	76	361	351	
788 39 原発性肺高血圧症	2	2	4	0	4	2	17	15	
42 バッド・キアリ症候群	0	3	3	0	3	3	15	15	
43 特発性慢性肺血栓塞栓症	0	0	0	0	0	0	4	3	
	合計	352	1,763	2,115	339	1,982	1,848	5,951	5,584

※ 「重症」は再掲

※ 平成21年4月より130疾患が特定疾患調査研究対象。うち45疾患が医療費公費負担の対象

※ 平成14年6月より特定疾患数を見直し46→45疾患に再編

※ 平成15年10月より(16)脊髄小脳変性症の一部→(27)多系統萎縮症に編入

イ 難病特別対策推進事業

(ア) 医療相談事業及び講演会

目的：難病患者及びその家族に対し医療及び日常生活にかかる相談・助言等を行い、疾病に対する不安や療養生活上の悩みを軽減するとともに、地域の関係諸機関との連携により、患者に総合的なサービスを提供し、地域における患者の生活の質（QOL）の向上と在宅療養の促進を図る。

（平成 20 年度）

対象者疾患名	講演内容 (講師)	参加者数	個別相談	
			相談数	内 容
パーキンソン病等 神経難病について	疾患について (神経内科医師)	44名	6名	進行を遅らす改善方法があるのか コミュニケーションの手段について 家屋改造について等
重症筋無力症	疾患について (神経内科医師)	28名	3名	手術について 治療薬、薬の副作用について等

(イ) 訪問診療事業

目的：在宅難病患者に対して、専門医、歯科医、歯科衛生士、保健師、理学療法士等による診療チームで、在宅療養患者を訪問し診療、療養指導を行う。患者に総合的なサービスを提供し、患者のQOL向上及び在宅難病患者が地域で身近に相談できる医療機関の拡大を図る。

（平成 20 年度）

対象者疾患名	相談内容	指導内容	スタッフ
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	嚥下障害があるため誤飲を防ぐための方法	口腔における運動指導 誤飲を防ぐための指導 (喀痰法、飲食時の注意点等)	言語聴覚士 保健師

(ウ) 訪問相談事業

目的：在宅の難病患者、家族の生活の状況を把握し、療養や介護に関する相談指導を実施する。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行う。

疾患別訪問状況 (平成 20 年度)

疾患名	実数	延数
筋萎縮性側索硬化症 (ALS)	31	67
多系統萎縮症	2	5
パーキンソン病関連疾患	5	9
網膜色素変性症	1	1
全身性エリテマトーデス	1	5
多発性硬化症	1	1
計	41	88

～在宅難病患者の特性～

- ①「難病」は、原因も治療方法も確立されていないことから多くの患者が、長期に渡り進行性の経過をたどるため、患者・家族の身体的・精神的・経済的負担が大きい。
- ②特に神経系の難病は人工呼吸器装着等「医療依存度」が高い
- ③多くの介護力を必要とし多職種が関わっている。チーム支援が重要。
- ④包括的、継続的なケアシステムが必要である。

個別支援に関する会議

退院前調整会議	ケア会議	開催回数	参加延人数	疾患名
5	9	14	143	筋萎縮性側索硬化症（ALS） 脊髄性小脳変性症 多発性硬化症 進行性核上性麻痺

※ 重症神経難病患者・家族については、発症当初から重点的に支援している。病状の進行に伴い難病患者は病を抱えながら自分の生き方をコントロールする必要がある。そのため、メンタルサポートは重要で同疾患、患者・家族同士の個々を繋げ、支え合うための支援をしている。

(エ) 来所、電話相談

目的：患者や家族の療養や介護等に関する相談、指導を実施し、不安や悩みの解消を図る。また必要な医療・保健・福祉等の情報提供を行い、療養生活を支援する。

(平成 20 年度)

区分	相談内容（延人数）								実人数
	申請手続きなど相談	医療	家庭看護	福祉制度	就労	食事栄養	その他	計	
来所相談	2,954	18	15	21	2	1	1	3,012	2,155
電話相談	743	13	4	16	0	0	5	781	

(オ) 難病患者支援ネットワーク事業

目的：難病患者・家族が在宅で安心して暮らし、QOLの向上を促すために保健・医療・福祉等の関係者が一堂に会して、難病患者のケアシステムの構築を図る。

根拠：難病対策要綱（昭和 47 年厚生省）における難病対策事業の柱の 2 項目

- a 地域における保健医療福祉の充実・連携
重症難病患者のための入院施設確保及び保健所を核とした難病患者の在宅療養生活の支援
- b QOL向上を目指した福祉施策の推進
難病患者の居宅における療養生活の支援

内容：

- a 事例検討会
- b 難病患者支援ネットワーク会議
- c 在宅難病患者支援者研修会

参加機関：

- a 事例支援に関係している者
訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、ケアマネージャー
介護者(家族等)、医療機関(病院スタッフ等)、難病相談・支援センター
市町村・社会福祉協議会、保健所(難病担当) 他
- b 支援ネットワークに関わる関係者
医療機関(医師、病院スタッフ等)、訪問看護ステーション
居宅介護支援事業所、ケアマネージャー、医療機器取扱業者
消防署、難病相談・支援センター、市町村・社会福祉協議会、保健所 他
- c テーマにそった対象者

実績：

a 事例検討会 (2回) (平成20年度)

開催日	内 容	参加 機関数	参加 人数
H20. 5. 20	独居の方の支援について ①神経原性筋萎縮症 ②重度の糖尿病患者	14	32
H20. 11. 28	自殺未遂したケースの支援 ①遺伝性運動感覚ニューロパチー ②脊髄小脳変性症 ・講話「難病患者の自殺は防げるか」 心理士：田山未和	14	32

b 難病患者支援ネットワーク会議 (1回) (平成20年度)

開催日	内 容	参加 機関数	参加 人数
H21. 2. 3	講演「がん・神経難病患者さんから学ぶ」 講師：沖縄病院院長 石川清司 ・災害時要援護者について ・その他	27	55

c 在宅難病患者支援者研修会 (1回) (平成20年度)

開催日	内 容	参加 機関数	参加 人数
H20. 11. 27	難病患者の日常生活におけるリハビリテー ションについて 講師：コザクリニック 松川英一、知念辰弥	16	28

(カ) 自助グループ育成

目的：患者や家族の悩みや不安を解消し、疾病についての理解を深め療養意欲
を高めると共に相互の交流を通して情報を交換し、適切な療養生活を送
れるようにする。

(平成 20 年度)

名称		回数	参加者数		内容
神経難病（パーキンソン等）患者・家族の集い		3	患者・家族関係者	92名 2名	情報交換・交流会、クリスマス会 学習会「言語訓練について」
でいごの会 （網膜色素変性症）		4	患者・家族関係者	53名 6名	情報交換・交流会、クリスマス会 講演会「QOL向上を高めるための工夫」、他保健所との交流
筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者・家族の集い		3	患者・家族関係者	36名 9名	情報交換・交流会、介護者体験談 学習会「コミュニケーション支援について」
ALS	沖縄県支部立ち上げ準備会	5	患者・家族関係者	21名 56名	支部立ち上げに向けた話し合い 広報誌作成・規約作成・総会準備等
	支部設立総会及び定例会	3	自主活動		情報交換・交流会、講演会
モヤモヤ病 患者・家族の集い		6	自主活動		情報交換・交流会 講演会
炎症性腸疾患 患者・家族の集い		12	自主活動		情報交換・交流会
膠原病友の会		3	自主活動		情報交換・交流会・講演会

- ※ 平成 18 年 6 月 17 日、もやの会沖縄県支部結成となる。
- ※ 平成 20 年度からパーキンソン病、脊髄小脳変性症、他系統萎縮症 3 疾患を合わせた「神経難病の集い」を開始している。
- ※ 平成 20 年 6 月 15 日、ALS 協会沖縄県支部結成となる。
- ※ 平成 20 年度は、ALS 協会沖縄県支部及びもやの会育成のため支援している。

ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

目的：先天性血液凝固因子障害等患者のおかれている特別な立場にかんがみ、その患者の医療保険の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより、患者の医療費の負担軽減を図り、精神的・身体的負担を解消する事を目的とする。

(平成 20 年度)

疾患名	男	女	合計
第Ⅷ因子欠乏症（血友病A）	13	1	14
第ⅩⅢ因子（フィブリン安定化因子）欠乏症	0	2	2
合計	13	3	16

3 成人・高齢者支援

(1) 健康増進事業（健康推進班）

ア 健康増進事業の経過

今般の医療制度改革において、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）が高齢者の医療の確保に関する法律に改正された。従来の基本健康診査を中心とする老人保健事業のうち、特定健診・保健指導を含む高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法（平成 14 年法律 103 号）第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づく健康増進事業として引き続き市町村が実施することとされた。

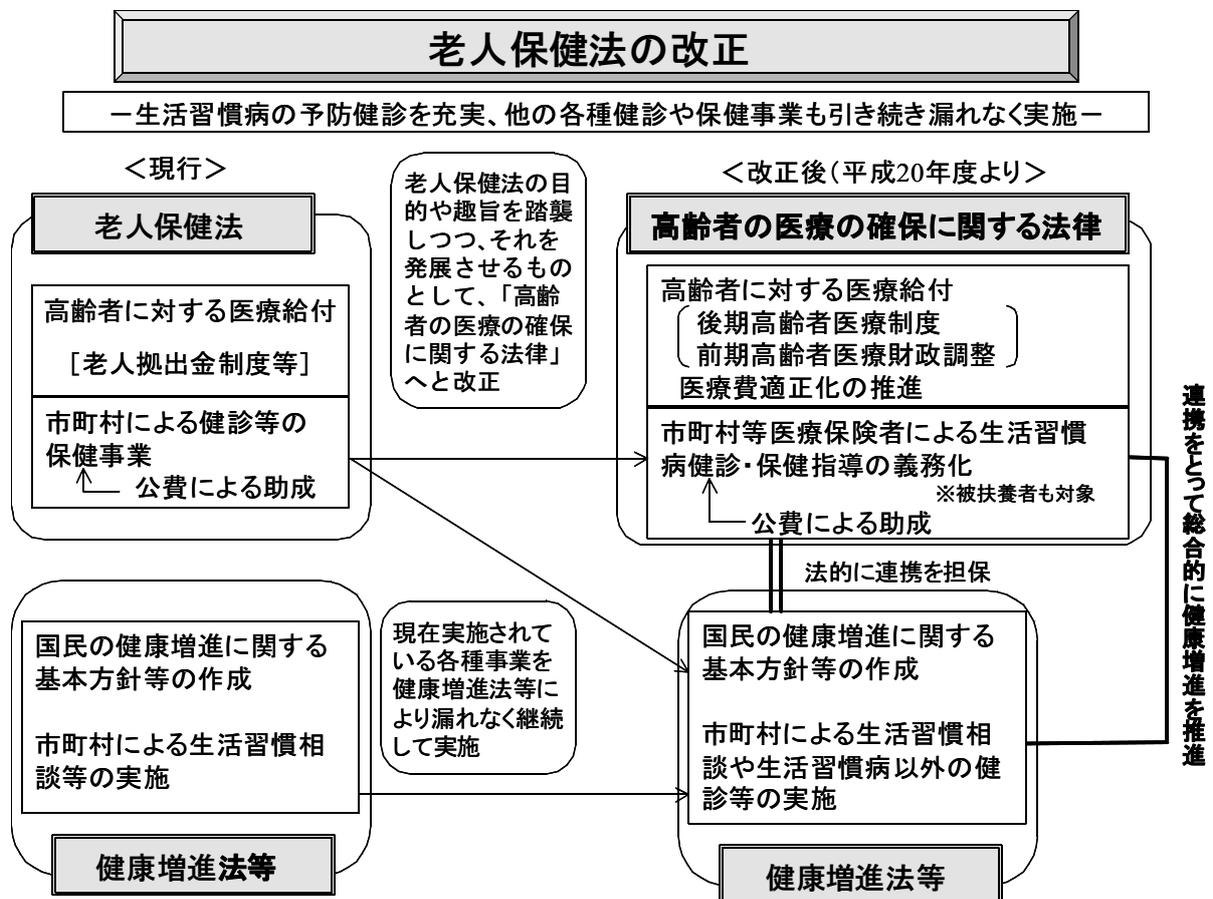
平成 10 年度に老人保健法に基づかない事業と整理されたがん検診についても、健康増進法 19 条の 2 に基づく健康増進事業と位置づけられた。

老人保健法の目的

国民の老後における健康保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的

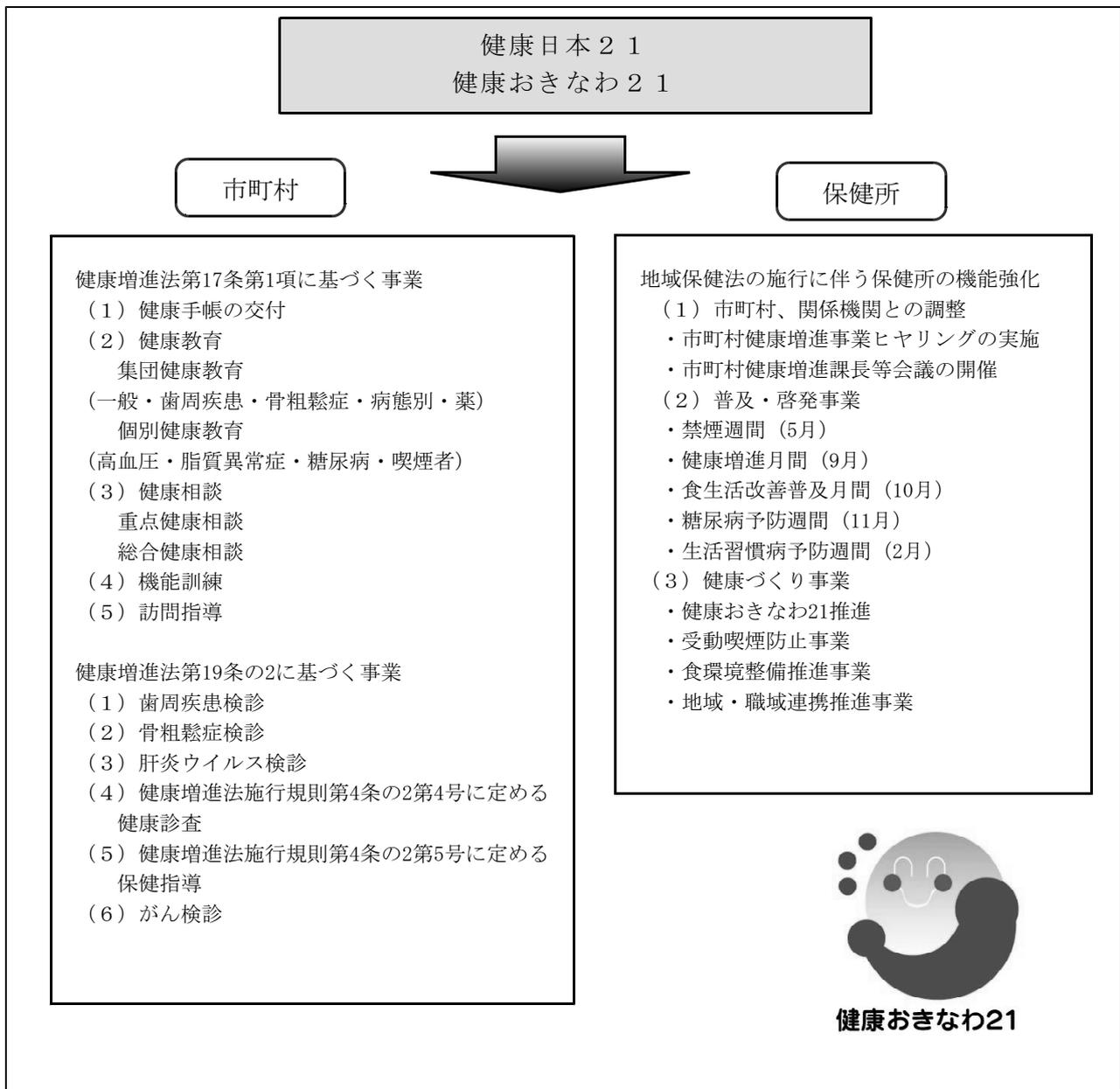
健康増進法の目的

我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的



イ 事業の実施体系

事業実施体系は、下記のとおりである。



(2) 老人福祉（総務福祉班）

ア 老人福祉法の基本的理念

老人福祉法第 2 条において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、いきがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と基本的理念が述べられている。

県においては、介護保険制度が創設されて以降、介護保険事業支援計画を含む高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける社会を目指して市町村の介護予防等の取り組みへの支援や介護サービスの向上に取り組んでいる。

イ 高齢者人口の推移

わが国の高齢化の特徴は、欧米諸国に比べると、その進み具合がきわめて早いことにある。65 歳以上の高齢者人口が 7 % から 14 % に到達した年数を見ると、イギリスでは 46 年、スウェーデンでは 82 年、フランスにいたっては 114 年を要している。わが国では 24 年という短い期間で高齢社会を迎えている。

この理由として、①一女性が産む子供の平均出産率が 1.5 人を割る状態であること、②世界最高を誇る平均寿命の伸長が挙げられる（表-1 参照）。

表-1 高齢者人口の推移

年度	全国			沖縄県		
	総人口 (A) 千人	65歳以上 (B) 千人	高齢化率 (B/A) %	総人口 (A) 人	65歳以上 (B) 人	高齢化率 (B/A) %
昭和30年	90,077	4,786	5.3	801,065	38,908	4.9
昭和35年	94,302	5,398	5.7	883,122	48,171	5.5
昭和40年	99,209	6,236	6.3	934,176	54,739	5.9
昭和45年	104,665	7,393	7.1	945,111	62,303	6.6
昭和50年	111,940	8,865	7.9	1,042,572	72,539	7.0
昭和55年	117,060	10,647	9.1	1,106,559	85,819	7.8
昭和60年	121,049	12,468	10.3	1,179,097	101,947	8.6
平成 2年	123,611	14,895	12.0	1,222,398	121,082	9.9
平成 7年	125,570	18,277	14.6	1,273,440	148,567	11.7
平成12年	126,926	22,005	17.3	1,318,220	182,557	13.8
平成17年	127,768	25,672	20.1	1,361,594	218,897	16.1

資料 総務庁統計局「国勢調査」

ウ 沖縄県の高齢化率の状況

本県では、平成20年10月現在の推計総人口1,405,956人中、65歳以上が234,528人で、高齢化率が16.7%となっている。

管内市町村においては、人口485,441人中、65歳以上が77,204人で高齢化率が15.9%となっており、前年度に比べ0.3ポイントの増であり、増加傾向が続いている。(表-2参照)。また、沖縄県及び管内町村別の一人暮らし老人数も増加傾向にある(表-3参照)。

表-2 沖縄県の高齢化率の状況

市町村名	人口20年10月1日現在			人口19年10月1日現在			人口18年10月1日現在		
	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	高齢化率 (B/A)%	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	高齢化率 (B/A)%	総人口 (A)人	65歳以上 (B)人	高齢化率 (B/A)%
沖縄市	134,890	20,128	14.9	133,945	19,597	14.6	133,169	19,051	14.3
宜野湾市	92,086	13,036	14.2	91,504	12,554	13.7	90,775	12,072	13.3
うるま市	117,414	19,739	16.8	116,737	19,316	16.5	117,018	18,847	16.1
恩納村	10,302	2,062	20.0	10,439	2,038	19.5	10,303	1,985	19.3
宜野座村	5,475	1,043	19.1	5,459	1,018	18.6	5,398	1,010	18.7
金武町	11,184	2,475	22.1	11,011	2,396	21.8	10,953	2,341	21.4
読谷村	39,262	6,363	16.2	39,124	6,170	15.8	38,909	6,004	15.4
嘉手納町	13,846	2,767	20.0	13,832	2,719	19.7	13,737	2,677	19.5
北谷町	27,629	4,055	14.7	27,123	3,874	14.3	27,025	3,718	13.8
北中城村	16,447	2,794	17.0	16,470	2,782	16.9	16,384	2,697	16.5
中城村	16,906	2,742	16.2	16,596	2,691	16.2	16,297	2,600	16.0
管内計	485,441	77,204	15.9	482,240	75,155	15.6	479,968	73,002	15.2
沖縄県	1,405,956	234,528	16.7	1,401,182	228,894	16.3	1,395,569	223,000	16.0

表-3 沖縄県の一人暮らし老人の状況

市町村名	人口20年10月1日現在			人口19年10月1日現在			人口18年10月1日現在		
	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%	65歳以上 (A)人	独居老人 (B)人	人口比率 (B/A)%
沖縄市	20,128	4,705	23.4	19,597	4,386	22.4	19,051	4,116	21.6
宜野湾市	13,036	3,057	23.5	12,554	2,907	23.2	12,072	2,754	22.8
うるま市	19,739	4,513	22.9	19,316	3,858	20.0	18,847	3,675	19.5
恩納村	2,062	462	22.4	2,038	341	16.7	1,985	417	21.0
宜野座村	1,043	180	17.3	1,018	170	16.7	1,010	172	17.0
金武町	2,475	634	25.6	2,396	614	25.6	2,341	662	28.3
読谷村	6,363	930	14.6	6,170	831	13.5	6,004	769	12.8
嘉手納町	2,767	618	22.3	2,719	535	19.7	2,677	570	21.3
北谷町	4,055	683	16.8	3,874	634	16.4	3,718	602	16.2
北中城村	2,794	355	12.7	2,782	483	17.4	2,697	541	20.1
中城村	2,742	421	15.4	2,691	336	12.5	2,600	334	12.8
管内計	77,204	16,558	21.4	75,155	15,095	20.1	73,002	14,612	20.0
沖縄県	234,528	49,516	21.1	228,894	47,140	20.6	223,000	42,764	19.2

(3) 介護保険制度に係る諸事業の推進（総務福祉班）

ア 法的根拠及び目的

福祉保健所は地域保健法、介護保険法に基づき、管内市町村の介護保険制度の円滑な実施を目的に高齢者保健福祉計画策定及び運営管理、介護認定調査員研修会の実施及び介護保険事業者の指定申請、更新申請、変更届出等の業務を行っている。

イ 平成 20 年度市町村支援事業の実績

(ア) 高齢者保健福祉計画策定支援

(イ) 介護認定調査員現任研修会

認定調査に従事するものが要介護認定及び要支援認定における公平・公正で適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能を習得及び向上させることを目的とし実施している。平成 20 年度においては、以下のとおり実施した。

実施日 平成 20 年 8 月 29 日（年 1 回）

内 容 北部福祉保健所と合同で琉球リハビリテーション学院の竹藤登先生を招き「特記事項の書き方について」を題材に講義およびグループワークを行った。

参加者 北部市町村（16 名） 中部市町村（53 名） 計 69 名

場 所 中部福祉保健所

ウ 介護保険事業者の指定について

介護保険事業者として介護サービス提供を行うためには沖縄県知事の指定を受ける必要がある。事業を行う者の申請によりサービスの種類ごとに事業所単位で指定を行う。

介護保険事業者の提供する以下のサービスのうち、居宅サービス系の単独型事業所については福祉保健所において指定を行っている。

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売（各事業の介護予防サービスも含む）及び居宅介護支援

指定要件は①申請者が法人であること。②従業者の知識、技能、人員が厚生労働省令で定める基準を満たしていること。③厚生労働省令に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営を行えること等がある。

指定の手続きの流れは①事前協議→②施設の建設・改修→③指定申請（指定日の前々月の末日までに行う）→④現地確認（指定日の前月の 10 日まで実施）→⑤指定は各月の 1 日とする。

平成 20 年度の指定件数は 62 件で、うち介護予防が 25 件となっている。

エ 介護保険事業者の更新について

平成 18 年 4 月に改正介護保険法が施行され、定期的に指定事業者の基準適合状況を確認するため指定の効力に 6 年間の期限が設けられ、有効期限満了になる事業所について指定更新手続きが必要となり、平成 20 年度は 57 件の更新を行った。なお、指定要件に合致しない場合は指定の更新が認められない場合もある。

オ 変更届出等について

(ア) 変更届

介護保険事業者は事業所の名称、所在地、定款、法人代表、管理者、運営規程等の変更があった場合には、各サービス事業所ごとに、変更の事由が発生した日から 10 日以内に変更届を提出する必要がある。

(イ) 介護給付費算定に係る体制等に係る届出

介護給付費算定に係る体制等（介護報酬加算等）に関する情報は、適正な介護給付管理の適用を受ける為に事前に届出を行う必要がある。毎月 15 日以前になされた場合は翌月から、16 日以降になされた場合は翌々月から算定を開始する。

(ウ) 廃止・休止・再開届出

介護保険事業者は事業の廃止、停止、若しくは再開した時は県知事に廃止・休止・再開届出書を提出する必要がある。廃止又は休止の 1 ヶ月前までに届出をする必要がある。

カ 介護保険事業所に対する実地指導等について

「沖縄県介護保険施設等指導要綱」に基づき、介護保険事業所に対して実地指導を行っている。実地指導に当たっては、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、事業者等の支援を基本としサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とし実施される。

平成 18 年度は 22 法人（40 事業所）に対して実地指導を行い、平成 19 年度は 27 法人（43 事業所）に対して実地指導及び 1 法人（1 事業所）の監査を行った。平成 20 年度は 25 法人（42 事業所）の実地指導を実施した。

キ 書面監査について

厚生労働省からの通知（H20.7.4 付老総発第 0704001 号等）に基づき、不正事案を防止する目的で営利法人の運営する全ての介護サービス事業所を対象として平成 20 年度～平成 24 年度までの間に営利法人の全事業所を対象として実施する。

中部管内 対象事業所数 182 件（H20.4.1 現在）

平成 20 年度 処理件数 18 件（全事業所の 1 割）

平成 21～23 年度（各年度 全事業所の 3 割 54 件を予定）

平成 25 年度 平成 20 年度以降に指定した事業所を対象とする。

4 生活保護(生活保護班)

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。

生活保護には生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助がある。

根拠法：生活保護法(昭和25年5月制定)

生存権保障を実現するための制度として制定、生活保護を国民の権利として認めている。

中部福祉保健所は管内8町村の生活保護業務を行っている。

管内における生活保護の動向は、昭和47年の本土復帰以降、被保護世帯、被保護人員、保護率とも増加傾向にあったが、昭和57年度をピークに平成5年度までは減少傾向、平成6年度から平成8年度までは、増加傾向、平成9年度から平成10年度までは減少傾向、平成11年度から増加傾向を示している。平成18年度以降も増加し、平成19年度及び平成20年度においては、さらに増加傾向にある。

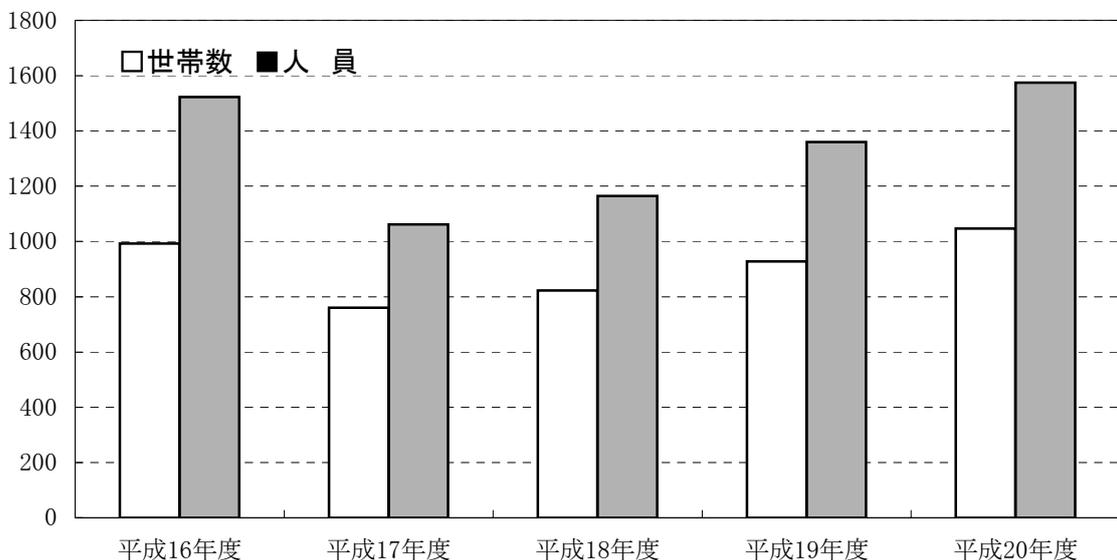
(1) 年度別保護の状況

年度	管内人口	被世帯保護数	被保護人員	保護率 ‰	扶 助 別 世 帯 人 員											
					生 活		住 宅		教 育		医 療		そ の 他		介 護	
					世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成16年度	163,655	992	1,523	9.30	814	1,290	530	853	86	164	917	1,299	2	2	163	170
平成17年度	137,384	760	1,062	7.73	639	922	450	653	58	97	737	955	20	22	126	134
平成18年度	138,316	823	1,165	8.42	694	1,013	500	738	67	117	775	1,022	26	29	146	131
平成19年度	139,415	928	1,360	9.76	797	1,206	570	877	83	139	866	1,197	43	48	188	195
平成20年度	140,721	1,047	1,575	11.19	913	1,406	669	1,063	96	158	933	1,258	56	66	210	216

(※平成17年度は勝連町、与那城町がうるま市に合併している。)

各年度とも当該年4月から翌年3月までの平均値を計上してある。

(2) 年度別保護実施状況



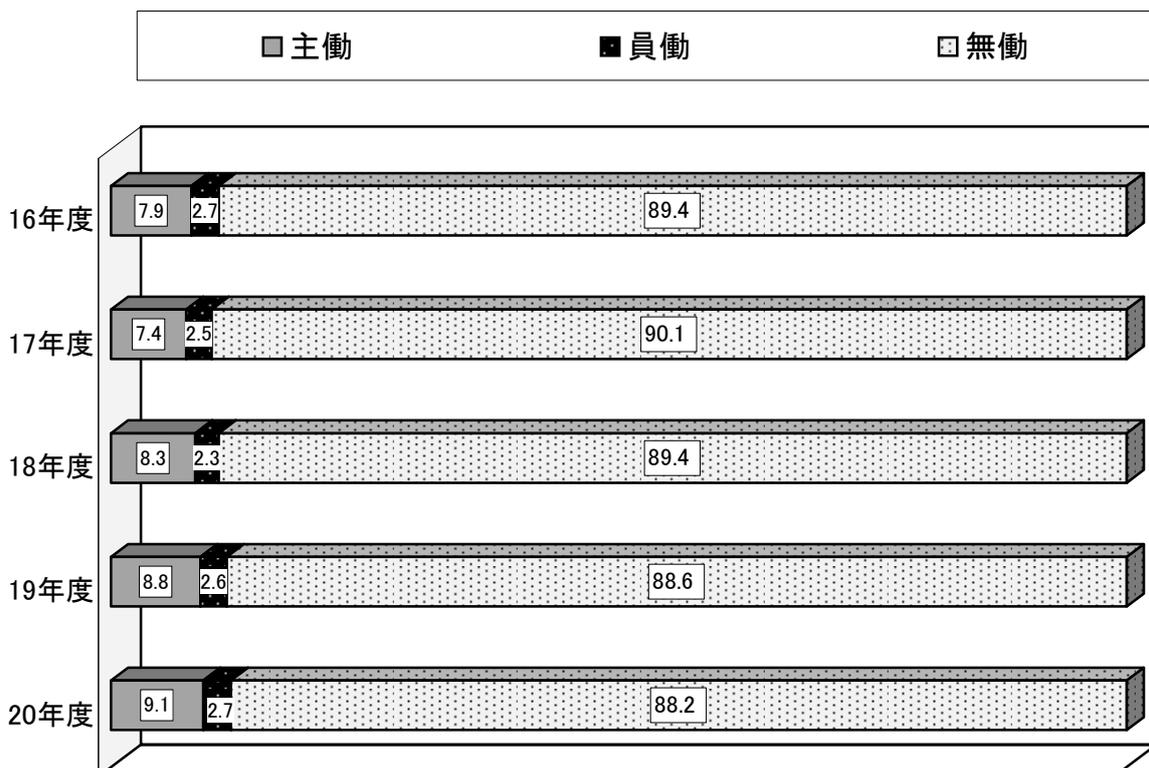
(3) 労働力類型別世帯の推移

労働力類型別の世帯の推移を見ると、世帯主が働いている世帯の構成比が平成20年度は9.1%と前年度より増加している。世帯員の働いている世帯(員働)も2.7%と増加している。無働世帯は88.2%と減少している。

ア 労働力類型別世帯数

年度	総計	世帯主が働いている世帯					員働	無働	割合		
		総計	常働	日雇	内職	その他			主働	員働	無働
16	992	78	39	12	1	26	27	887	7.9	2.7	89.4
17	760	56	24	14	1	17	19	685	7.4	2.5	90.1
18	823	68	29	20	1	18	19	736	8.3	2.3	89.4
19	928	82	32	23	1	26	24	822	8.8	2.6	88.6
20	1,047	96	45	20	1	30	28	923	9.1	2.7	88.2

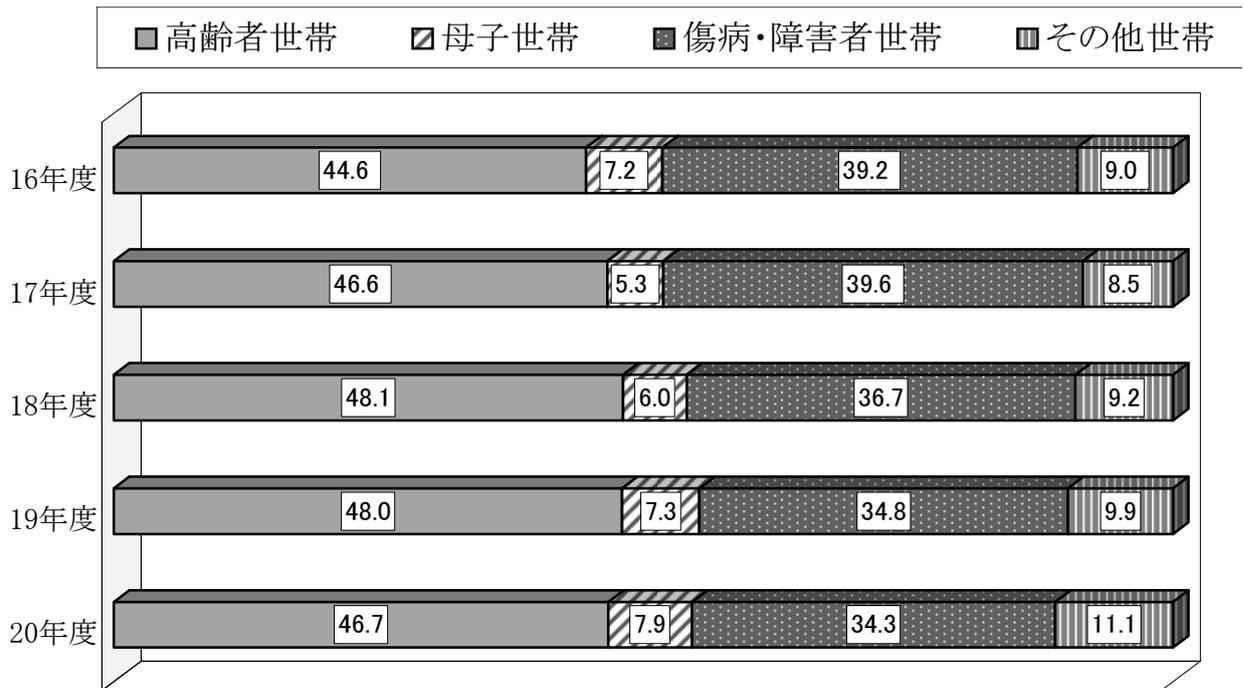
イ 労働力類型別世帯数の構成比 (%)



(4) 世帯類型別世帯の推移

平成20年度における世帯類型別の構成比は、前年度に比べて傷病・障害者世帯は0.5ポイント減少、高齢者世帯は1.3ポイント減少しているが、母子世帯で0.6ポイント及びその他世帯で1.2ポイントの増となっている。

ア 世帯類型別世帯数の年次推移の構成比 (%)



イ 世帯類型別世帯の年次推移 (年度平均)

年 度	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害世帯	その他世帯	計
16	442	72	388	90	992
17	354	40	301	65	760
18	396	49	302	76	823
19	445	68	323	92	928
20	489	83	359	116	1,047

(5)原因別保護開始・廃止の状況

平成20年度における保護開始を原因別でみると、「疾病による収入の減少・支出の増」が最も多く48.3%を占めている。廃止原因については「死亡・失踪」が43.5%、「その他」が41.7%、「働きによる収入増」が10.2%、「働きによらない収入増、年金・仕送り等」が2.8%、「疾病の治癒」が1.8%の順となっている。

ア 原因別保護開始・廃止の状況

(単位:件)

年度		開始原因						廃止原因					
		総数	働きによる収入減少 疾病に起因しない	収入の減少 支出の増	死亡・別離・行方不明	減 少 喪 失 の 等 の	仕送り・年金等の	その他	総数	疾病の治癒	働きによる収入増	死亡・失踪	年金・仕送り等
16	実数	142	24	91	10	10	7	145	8	33	36	18	50
	構成比	100	16.9	64.0	7.0	7.0	4.9	100	5.5	22.8	24.8	12.4	34.5
17	実数	144	42	79	3	3	17	85	7	8	32	8	30
	構成比	100	29.2	54.8	2.1	2.1	11.8	100	8.2	9.4	37.7	9.4	35.3
18	実数	162	26	105	7	1	23	96	3	10	36	4	43
	構成比	100	16.1	64.8	4.3	0.6	14.2	100	3.1	10.4	37.5	4.2	44.8
19	実数	216	53	116	9	20	18	94	3	4	34	5	48
	構成比	100	24.5	53.7	4.2	9.3	8.3	100	3.2	4.3	36.2	5.3	51.0
20	実数	244	59	118	9	30	28	108	2	11	47	3	45
	構成比	100	24.2	48.3	3.7	12.3	11.5	100	1.8	10.2	43.5	2.8	41.7

(6)保護開始・廃止の状況

平成20年度の保護の新規申請件数は347件で、前年度より16件増加している。そのうち、保護開始決定したのは244件で対前年度28世帯増となっている。

ア 年度別保護申請の処理状況

年度	申請	却下	取下	開始		廃止		開始率 (%)
				世帯	人員	世帯	人員	
16	262	15	105	142	222	145	179	54.2
17	228	8	78	144	214	85	115	63.2
18	245	26	51	168	263	96	133	68.6
19	331	33	79	216	356	94	109	65.2
20	347	30	71	244	398	108	152	70.3

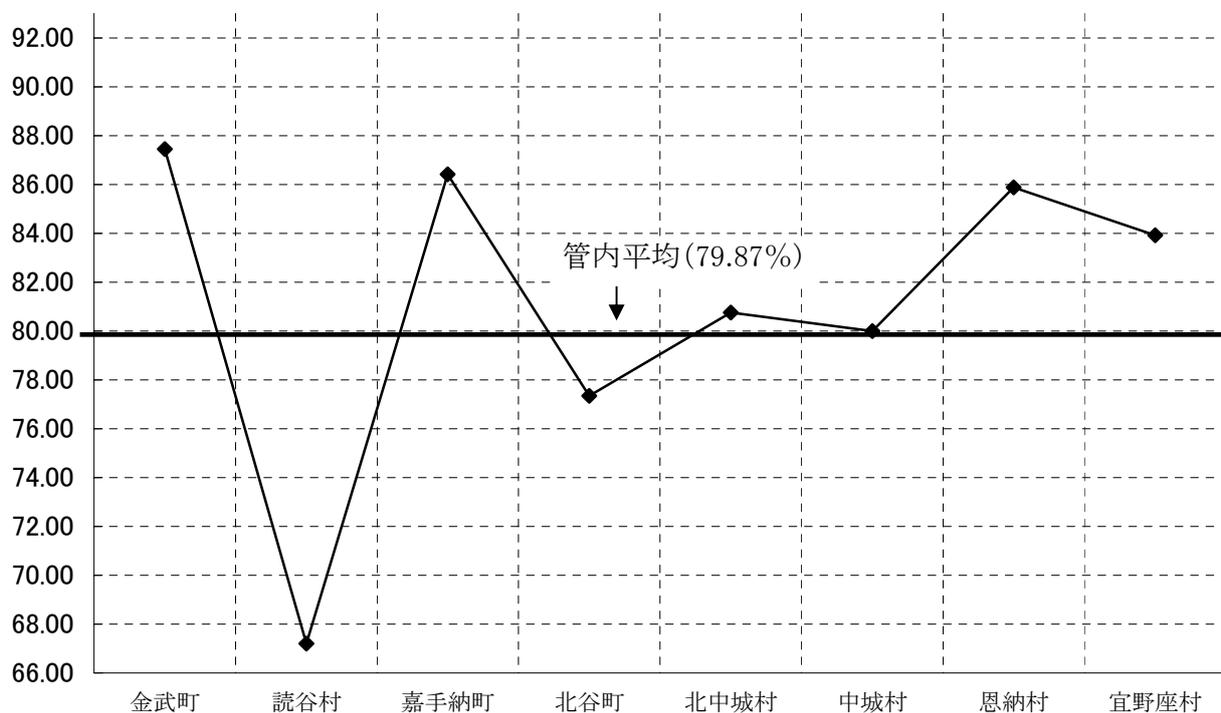
(7) 医療扶助の状況

平成17年度の医療扶助人員は、与那城町、勝連町がうるま市への移管に伴い前年度より364人減少している。平成20年度は平成19年度に比べ61人増加している。

ア 医療扶助の推移(月平均)

年度	被保護 人員	医療 扶助 人員	医療扶助率(%)	入院				入院外			
				総数	結核	精神	他	総数	結核	精神	他
16	1,523	1,319	86.6	229	0	92	137	1,090	0	31	1,059
17	1,062	955	89.9	200	0	74	126	755	0	19	736
18	1,165	1,022	87.73	161	0	57	104	861	0	22	839
19	1,360	1,197	88.01	164	0	73	91	1,033	0	56	977
20	1,575	1,258	79.87	130	0	54	76	1,128	0	38	1,090

イ 町村別医療扶助の状況(平成20年度)



ウ 町村別医療扶助の状況(月平均)

(平成20年度)

町村名	被保護人員	医療扶助人員	医療扶助率
金 武 町	263	230	87.45
読 谷 村	311	209	67.20
嘉 手 納 町	287	248	86.41
北 谷 町	318	246	77.35
北 中 城 村	130	105	80.76
中 城 村	125	100	80.00
恩 納 村	85	73	85.88
宜 野 座 村	56	47	83.92
計	1,575	1,258	79.87

(8) 救護施設収容者の状況

救護施設は身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設である。

平成21年3月31日現在

区分		よみたん救護園			いしみね救護園			備考
		男	女	計	男	女	計	
収容者数		10	11	21	0	5	5	
障害者	身体障害	1	0	1	0	1	1	
	精神障害	6	11	17	0	4	4	
	心身の重複障害	3	0	3	0	0	0	
出身地別	恩納村	1	0	1	0	1	1	
	宜野座村	1	0	1	0	0	0	
	金武町	0	3	3	0	1	1	
	読谷村	4	2	6	0	2	2	
	嘉手納町	4	1	5	0	0	0	
	北谷町	0	3	3	0	0	0	
	北中城村	0	0	0	0	1	1	
	中城村	0	2	2	0	0	0	
在園期間別	1年未満	0	1	1	0	1	1	
	1年以上～3年未満	0	2	2	0	0	0	
	3年以上～5年未満	1	0	1	0	0	0	
	5年以上～10年未満	1	0	1	0	1	1	
	10年以上	8	8	16	0	3	3	
疾病	精神科	9	11	20	0	3	3	
	一般	1	0	1	0	0	0	

(9) 町村別保護費支給状況

(平成20年度 単位 円)

月	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	計
4月	4,276,932	1,649,453	13,071,973	13,822,310	12,124,306	15,143,143	5,571,168	4,900,802	70,560,087
5月	4,569,802	1,651,508	14,187,634	13,998,970	12,718,799	14,466,222	6,131,276	5,555,918	73,280,129
6月	4,168,661	1,638,580	13,734,870	14,816,653	12,549,687	14,437,324	5,915,959	5,810,336	73,072,070
7月	4,279,970	1,853,613	13,644,496	13,898,471	12,500,663	13,598,580	6,422,048	5,730,457	71,928,298
8月	3,877,675	1,751,503	13,332,897	14,301,578	13,073,421	13,520,833	6,274,314	5,508,628	71,640,849
9月	3,732,737	2,101,040	13,101,512	15,103,590	13,417,886	14,178,454	5,833,759	5,301,753	72,770,731
10月	4,089,315	1,960,338	14,109,979	15,054,067	13,668,512	14,213,114	6,107,916	6,312,719	75,515,960
11月	3,940,429	2,461,840	14,858,106	15,856,039	14,543,646	15,687,002	7,301,104	5,809,727	80,457,893
12月	4,956,347	2,999,386	17,900,728	20,379,499	19,045,992	19,106,114	8,697,347	7,775,079	100,860,492
1月	3,890,259	2,416,984	14,614,460	16,466,476	14,947,317	16,126,356	6,992,037	6,422,569	81,876,458
2月	4,070,350	2,175,058	14,833,204	16,630,915	14,570,914	16,364,045	6,908,407	6,118,832	81,671,725
3月	4,217,601	2,568,137	15,427,537	17,059,115	17,066,946	16,831,209	7,551,514	6,900,088	87,622,147
計	50,070,078	25,227,440	172,817,396	187,387,683	170,228,089	183,672,396	79,706,849	72,146,908	941,256,839

5 その他生活支援（地域保健班）

(1) 原爆被爆者対策事業

ア 目的（原爆被爆者援護法）

被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、都道府県並びに広島市及び長崎市と連携を図りながら被爆者に対する援護を総合的に実施する。

イ 事業内容及び法的根拠：原爆被爆者援護法

2条（ア） 手帳交付 （イ） 居住地及び手帳の記載事項変更申請
（ウ） 健康相談業務

7条（エ） 健康診断 前期・後期：委託医療機関での健康診断

19条（オ） 指定医療機関申請進達事務

37条（カ） 家庭訪問

ウ 中部保健所管内における事業実績 (延べ件数)

事業内容	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
健康診断	91	79	85	90	89
住所変更	1	1			3
指定医療機関申請					
健康相談及び訪問	23	48	37	38	38

被爆者健康診断受診状況

(平成20年度)

被爆者健診対象者数	死亡	転出／転入	実質対象者数	受診者数	未受診者数	受診率(%)
67	2	1 / 0	65	45	20	69.2

*被爆者健康診断対象者：第二種健康診断受診者（1名）を含む

健診名	前期健診	後期健診	希望健診	計 (延べ人数)	二世健診 (人数)
受診者数	38	36	15	89	4

健診受診回数	1回	2回	3回	計 (人数)
受診者数	15	19	11	45

V 企画・情報等

1 協議会の開催状況

(1) 中部保健所運営協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健所運営協議会条例

(イ) 設置目的 保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する。

イ 委員名簿（定数10名以内、現員10名）

H20. 2. 29～H22. 2. 28

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
知念 恒男	中部市町村会 会長	村上 優	国立病院機構琉球病院 院長
中田 安彦	中部地区医師会 副会長	赤地 一史	中部地区歯科医師会 医業経営理事
桑江 喜代子	沖縄県看護協会 副会長	中村 光幸	北谷町社会福祉協議会 会長
金城 俊美	中頭養護教諭会 会長	西平 朝吉	読谷村社会福祉協議会 事務局長
池原 トモ子	中部地区婦人連合会 会長	平良 一彦	国立大学法人琉球大学 観光産業科学部 教授

ウ 審議事項（H21. 2. 20開催）

(ア) 議事

a 協議事項

- ・管内市町村の特定健診受診率向上の対策について

b 報告事項

- ・中部管内における麻しん予防接種実施状況等について
- ・食品衛生の現状について

c 各種協議会等からの報告

- ・中部地区における新型インフルエンザ対策について

(イ) 会議結果

委員からの主な意見

a 特定健診受診率向上の対策について

- 受診券を持たないで診療所に受診に来た場合、市町村とFAXやメールで受診券のやりとりができないか提案したい。
- 各保険者は月単位で受診率を調べて次ぎの対策を立てる必要がある。
- 個別健診を行う診療所の情報伝達がうまくいっていないので、住民に知って貰えるようにして欲しい。
- 市町村によっては良い取り組みの成果が出ている所もあるので、これを他の市町村にもうまく情報交換しながら、全体としての受診率アップを図るよう、保健所も積極的に取り組む必要がある。
- 自治会を中心に地域で受診率向上に取り組んでいる所は成果が上がっているようなので、何でもかんでも自治会かという意見も自治会長にはあるかもし

れないが、これは地域住民の健康の問題なので、各自治会の会長に行政側から強く働きかける必要がある。

- 社会保険についても国民健康保険の側にいずれは関わってくるわけなので、お互いの意見交換をしっかりと行っていく必要がある。

b 麻しん予防接種について

- 大学や専門学校の入学者に対して、麻しんの予防接種の注意喚起を行うと接種率が上がるのではないか。
- 各中学・高校別の予防接種率の情報を収集して公表すると、競争原理が働いて、各学校で積極的な取り組みが行われるのではないか。各学校が学校名の公表に同意しない場合は、学校毎にABCといった評価や、また、学校名は伏せても全体の状況を公表すれば、回答した学校は自分の学校が全体のどの位置にあるのか分かると思う。
- 中部地区養護教諭研究会辺りで養護教諭に対して、予防接種を受けて亡くなる方よりは、受けなくて亡くなる方が圧倒的に多いという、予防接種の必要性を説明して頂けるとありがたい。
- 診療所を含めて中学校までは母子手帳の確認を行うべき。特に保育園と幼稚園に対しては、母子手帳をチェックするという指導を保健所をお願いしたい。

(2) 中部地区保健医療協議会

ア 概要

(ア) 設置根拠 沖縄県保健医療協議会等運営要綱

(イ) 趣 旨 保健医療需要等の地域特性に対応した保健医療体制の確立とその充実を図ることにより、中部保健医療圏の県民の健康を保持増進することを目的として、これらの施策及び事務事業に必要となる事項について保健医療関係者等の意見聴取を行う。

イ 構成員名簿 (定数15名以内、現員14名)

H19. 1. 30～H21. 1. 29

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
安里 哲好	中部地区医師会 会長	知念 恒男	中部市町村会 会長
宮城 良充	県立中部病院 副院長	伊佐 真栄	沖縄市社会福祉協議会 事務局長
比嘉 正則	中部地区歯科医師会 会長	具志堅 健秀	沖縄県食品衛生協会 中部支部長
村上 優	国立療養所琉球病院 院長	池原 トモ子	中部地区婦人連合会 会長
石川 清司	国立療養所沖縄病院 院長	積 静江	沖縄県母子保健推進員連絡 協議会 会長
前原 信照	中部地区薬剤師会 会長	玉那覇 章	沖縄警察署 署長
桑江 喜代子	沖縄県看護協会 副会長	安里 長栄	中部消防長会

ウ 議事内容（H21. 1. 15開催）

（ア）議題

- a 中部地区保健医療計画(平成16年改定)の目標達成状況に関する最終報告
- b 中部地区保健医療計画(平成20年改定)の進捗状況について
(中部地区における糖尿病地域連携の取組み)

（イ）会議結果

委員からの主な意見

- 平成16年改定の中部地区保健医療計画の最終評価として、肥満度の改善がみられなかったことが反省としてあげられた。また、沖縄県は肥満全国一でもあることから、メタボ対策等、保健所を中心とした予防活動の強化が求められた。
- 平成20年改定の中部地区保健医療計画で掲げられている4疾病（がん・糖尿病・脳卒中・急性心筋梗塞）の医療連携体制については、現在中部地区で重点的に取り組んでいる糖尿病地域医療連携体制の構築が目標としてあげられた。糖尿病地域医療連携のために考案されたDM三人四脚プログラムの活用者を増やし、糖尿病の未治療者・治療中断者を医療機関へ繋げることが当面の課題としてあげられた。

（3）中部地区救急医療協議会（平成15年度 設置）

ア 概要

- （ア）設置根拠 沖縄県救急医療協議会・地区救急医療協議会運営要綱
- （イ）趣 旨 沖縄県における救急医療対策の推進と救急医療体制の整備促進を目的とし、県全域及び地区の救急医療関係者等の意見を把握する。

イ 構成員名簿（定数10名以内、現員10名）

H21. 3. 24～H23. 3. 23

氏名	所属・職名	氏名	所属・職名
知念 恒男	中部市町村会 会長	島袋 辰典	中部地区MC協議会 事務局
川平 稔	中部地区医師会 副会長	伊波 潔	中部徳洲会病院 院長
渡慶次 彰	中部地区歯科医師会	久場 良也	ハートライフ病院 副院長
宮城 良充	中部地区MC協議会 会長 県立中部病院 副院長	川妻 由和	中頭病院 救急科部長
渡慶次 喜光	中部地区MC協議会 事務局長	玉榮 剛	宜野湾記念病院 医師

ウ 議事内容（H21. 3. 24開催）

（ア）議題

- a 中部地区における新型インフルエンザ対策について
- b 中部管内における医療機関からの要請による転院搬送について（経過報告）
- c 中部地区メディカルコントロール協議会から報告

（※メディカルコントロールとは、医学的観点から救急隊員が行う応急措置等の質を保証すること）

(イ) 会議結果

委員からの主な意見

- 新型インフルエンザ発生時の医療体制について、軽症は中部病院、中等度は救急告示病院、重症は輪番医療機関というように分けるのであれば、患者をしっかりと振り分けるシステムを作らないと、結局、軽症の患者まで中部病院を受診してしまう。病院に行く前の対策をしっかりとする必要がある。
- 協力医療機関というように指定するのであれば、県や市町村が財政的にサポートしてくれなければ、民間病院としては非常に厳しい。
- いざ発生してからでは遅いので、今の段階で協力医療機関を確保しておく必要がある。
- 市町村を巻き込んで、住民に広く知らしめて、発生時の患者さんを減らすという所に力を入れた方がよい。
- 市町村では、保健衛生部門と防災担当部門のどちらが新型インフルエンザ対策を主導するのかがはっきりしない。また、市町村では新型インフルエンザ対策の予算確保が厳しいので、県から対策を講じるようにという文書を市町村へ送付した方がよい。
- 中部地区救急医療協議会の構成員が誰も沖縄県医療協議会の構成員に入っていないのはおかしいのではないか。

2 町村社会福祉協議会指導監査

(1) 社会福祉協議会指導監査

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規程に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るものである。

監査の実施に当たっては、「社会福祉法人指導監査要綱」（厚生労働省）、「社会福祉法人等指導監査要綱」（県）、「県・市町村社会福祉協議会指導監査事務取扱要領」（県）に基づき、「指導監査実施計画」を毎年度策定し、適切かつ効果的な実施に努めている。

平成20年度町村社会福祉協議会指導監査実施状況（中部福祉保健所）

監査実施年月日	社会福祉協議会名	監査担当者
平成20年 6月19日	恩納村社会福祉協議会	総務福祉班 地域福祉グループ 主幹・主査
平成20年 6月24日	金武町社会福祉協議会	
平成20年 7月 2日	中城村社会福祉協議会	
平成20年 7月 3日	嘉手納町社会福祉協議会	
平成20年 7月 8日	読谷村社会福祉協議会	
平成20年 7月15日	北中城村社会福祉協議会	
平成20年 7月22日	宜野座村社会福祉協議会	
平成20年 7月29日	北谷町社会福祉協議会	

【市町村社会福祉協議会】

市町村社会福祉協議会（社会福祉法人）は、社会福祉法に基づき、各市町村における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の推進を図ることを目的として設立されており、主に次のような事業を行っている。

（※関係法令：社会福祉法）

- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ・上記のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ・共同募金事業への協力
- ・居宅介護等事業
- ・障害福祉サービス事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・心配ごと相談事業
- ・その他この法人の目的達成のため必要な事業

※「管内町村社会福祉協議会の事業実施状況」は、第5資料3を参照。

3 健康危機管理対策

(1) 目的 健康危機の発生を未然に防止するため、また健康被害の発生に際し、中部福祉保健所における、迅速、かつ、適切な体制を確保するとともに、関係機関と連携し、被害の拡大防止を図る。

(2) 根拠 沖縄県健康危機管理対策要綱、沖縄県健康危機管理対策実施要領、中部福祉保健所健康危機管理対策要綱
中部福祉保健所新型インフルエンザ対策検討委員会実施要領

(3) 事業内容（平成20年度開催回数）

ア 所内健康危機管理対策委員会（12回 毎月第4水曜日開催）

イ 所内新型インフルエンザ対策検討委員会（3回）

管内の新型インフルエンザ対策に関し、情報の共有及び必要な事項を準備するため、必要な作業を行う。

ウ 所内新型インフルエンザ対策模擬訓練（1回 H20.9.12開催）

新型インフルエンザ対策の一環として、全職員が情報を共有し、各人が主体的に与えられた役割をこなし、新型インフルエンザに感染したと思われる感染者を発見し、適切な防疫措置等を講ずることにより、感染拡大を最小限に食い止める。

(ア) 内容

中部地区保健医療圏（沖縄市）において、新型インフルエンザ（H5N1）の要観察例が発生したことを想定した訓練を行う。

- ・ 新型インフルエンザに関する模擬訓練について（体制、役割等の確認）
- ・ 防護服（PPE）の着脱訓練
- ・ 陰圧テントを使用したトリアージ訓練（イメージトレーニング）
- ・ 検体搬送及び患者移送の訓練（イメージトレーニング）

エ 管内健康危機管理連絡会議（1回 H20.12.24開催）

健康被害の発生に備え、平時から管内の管内関係機関と情報交換を行い、迅速、かつ適切な即応体制を確保する。

(ア) 議題

- ・ 新型インフルエンザ用資器材備蓄状況及び収容可能医療機関別病床数について
- ・ 中部地区新型インフルエンザ対応戦略について
- ・ 中部地区総合訓練に関する説明について

(イ) 参加団体数 23

内訳：医療機関 1、消防機関 6、市町村 10、警察 3、教育機関 1、社会福祉協議会 1、その他関係機関 1

オ 中部管内における麻しん患者発生に伴う緊急対策会議(1回 H20.4.4 開催)

(ア) 内容

- ・中部福祉保健所管内における麻疹発生状況(報告事項)
- ・麻しんの現状及び国の麻しん排除計画(報告事項)
- ・中部管内の学校における麻しん予防接種状況調査結果(報告事項)
- ・中部管内の地域・学校における麻しん封じ込めについて

(イ) 参加機関

管内市町村予防接種担当課及び教育委員会、
中部地区医師会、はしか0プロジェクト委員会

カ 感染症・食中毒発生防止対策に係る講習会(1回 H20.12.15 開催)

(ア) 内容

- ・感染症対策について
- ・食中毒発生防止対策について
- ・感染症・食中毒対策における施設長の役割について

(イ) 対象 管内老人福祉・保健施設

(ウ) 参加者 54名(38施設)

内訳：施設長等6名、事務長2名、看護職24名、介護職9名
栄養士12名、その他1名

キ 新型インフルエンザ対策講演会(1回 H21.2.6(中部病院との共同開催))

(ア) 内容 新型インフルエンザ対策について

(イ) 講師 高橋央(長野県立須坂病院医師)

(ウ) 参加機関 病院スタッフ、中部地区医師会、管内市町村、管内消防等

ク 新型インフルエンザ対策模擬訓練(1回 H21.2.7(中部病院との共同開催))

(ア) 場所 県立中部病院救急室、2階会議室、6階病棟

(イ) 内容 新型インフルエンザ患者の発生に伴う初期対応に関する模擬訓練

(ウ) 参加機関 県立中部病院、管内消防、中部福祉保健所

ケ 新型インフルエンザ対策保健所職員研修会(1回 H21.3.23 開催)

(ア) 内容 新型インフルエンザの一般知識、新型インフルエンザ対策のポイント

(イ) 講師 中西好子(東京都保健所長会会長)

コ 新型インフルエンザ対策市町村職員研修会(1回 H21.3.23 開催)

(ア) 内容 新型インフルエンザ対策、

新型インフルエンザ発生時の市町村職員の対応(ワークショップ)

(イ) 講師 中西好子(東京都保健所長会会長)

(ウ) 参加機関 管内市町村(保健衛生担当者・防災担当者)

4 関係機関・団体との連絡調整等の状況

(1) 民生委員・児童委員活動状況

ア 民生委員・児童委員数（市町村別委嘱状況等）

民生委員・児童委員等は、民生委員法・児童福祉法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域の福祉増進のため社会福祉に関する調査・相談・調整等の自主的活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間篤志の奉仕者で、任期は3年となっている。

民生委員・児童委員は制度創設以来一貫して地域の人々に対して援助活動を展開しており、主として低所得者を対象として、生活上あらゆる心配ごとの相談に応ずるために設けられている「心配ごと相談所」の相談員を中心として活躍しており、また生活福祉資金貸付制度の実施面にも大きな役割を果たしており、その活動はきわめて広範囲に及んでいる。

また、近年の出生率の低下に伴って「健やかに子どもを生き育てる環境づくり」が社会全体の課題となっており、平成6年から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員を設置している。

市町村別委嘱状況

平成21年4月1日現在

市町村	定数	主任児童委員数 (再掲)	委嘱数	主任児童委員数 (再掲)	充足率	主任児童委員 充足率	委嘱内訳				新任 (民生委員 再掲)
							男性		女性		
							人数	%	人数	%	
うるま市	171	10	168	9	98%	90%	38	23%	130	77%	41
沖縄市	153	10	140	10	92%	100%	45	32%	95	68%	29
宜野湾市	139	9	137	9	99%	100%	41	30%	96	70%	36
市部計	463	29	445	28	96%	97%	124	28%	321	72%	106
恩納村	20	2	19	2	95%	100%	3	16%	16	84%	6
宜野座村	12	2	12	2	100%	100%	3	25%	9	75%	6
金武町	24	2	23	2	96%	100%	7	30%	16	70%	8
読谷村	62	3	61	3	98%	100%	18	30%	43	70%	12
嘉手納町	26	2	23	2	88%	100%	8	35%	15	65%	5
北谷町	48	3	42	3	88%	100%	7	17%	35	83%	15
北中城村	29	2	24	2	83%	100%	1	4%	23	96%	10
中城村	28	2	27	2	96%	100%	9	33%	18	67%	17
郡部計	249	18	231	18	93%	100%	56	24%	175	76%	79
計	712	47	676	46	95%	98%	180	27%	496	73%	185

※ H19.12.1 民生委員・児童委員の一斉改選に伴う新任民生委員・児童委員数の増

イ 民生委員・児童委員活動状況(郡部)

平成20年度

項 目		恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村
内容別相談・支援件数	在 宅 福 祉	124	4	193	104	69	141	64	45
	介 護 保 険	46	3	13	13	5	5	9	28
	健 康 ・ 保 健 医 療	83	4	47	245	36	202	21	34
	子 育 て ・ 母 子 保 健	31	0	28	235	102	53	77	16
	子 ど も の 地 域 生 活	51	105	47	1,008	253	191	36	43
	子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	23	34	317	908	83	225	50	191
	生 活 費	29	5	38	62	56	21	14	18
	年 金 ・ 保 険	20	1	13	16	11	3	10	7
	仕 事	12	1	4	34	1	9	6	11
	家 族 関 係	18	3	23	201	22	11	3	39
	住 居	3	1	3	18	26	1	3	13
	生 活 環 境	11	2	19	159	7	29	7	11
	日 常 的 な 支 援	185	5	133	1,515	39	72	197	75
	そ の 他	187	5	161	2,316	121	81	180	167
	計	823	173	1,039	6,834	831	1,044	677	698
分野別相談・支援件数	高 齢 者 に 関 す る こ と	340	15	465	1,432	203	326	360	240
	障 害 者 に 関 す る こ と	207	5	63	618	31	154	46	58
	子 ど も に 関 す る こ と	106	149	381	2,338	462	449	176	274
	そ の 他	170	4	130	2,446	135	115	95	126
	計	823	173	1,039	6,834	831	1,044	677	698
その他の活動件数	調 査 ・ 実 態 把 握	494	223	147	1,276	564	309	91	391
	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 協 力	384	393	454	2,921	1,059	2,201	779	645
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	854	723	843	3,754	1,702	3,176	931	2,637
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	249	240	363	1,445	963	1,147	813	383
	証 明 事 務	66	97	121	184	44	102	66	51
	要 保 護 児 童 の 発 見 の 通 告 ・ 仲 介	27	5	22	84	43	0	2	22
訪問回数	訪 問 ・ 連 絡 活 動	795	886	1,628	6,064	2,340	3,024	1,767	2,415
	そ の 他	350	60	994	5,580	2,298	2,565	899	1,142
連絡回数調整	委 員 相 互	255	108	474	2,314	601	2,421	782	509
	そ の 他 の 関 係 機 関	255	51	461	1,287	879	2,341	485	426
活 動 日 数		1,727	1,635	2,387	8,138	4,140	6,955	3,229	2,919

ウ 地域福祉関係機関・団体との連絡調整等の状況

管内市町村の福祉活動を側面より支援する立場から、関係機関・団体等との連絡調整に努めた。

平成20年度

事 項		事 業 の 実 施 状 況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ア	管内民生・児童委員との連絡会の開催 計（8回）			2	1		4	1					
	内	民生委員・児童委員活動について （8回）			2	1		4	1				
		母子及び寡婦福祉について （8回）			2	1		4	1				
		児童福祉について （回）											
		生活保護について （8回）			2	1		4	1				
	容	知的障害者福祉について （回）											
		精神保健福祉について （8回）			2	1		4	1				
		DV法について （回）											
イ	研	新任民生・児童委員研修会											
	修 会	主任児童委員の研修会											○
		中部・北部地区民生委員・児童委員研修会（4期）											○
		民生・児童委員会会長研修											○
ウ	中部地区民児協との連携及び協力	←										→	
エ	管内社会福祉協議会の運営指導	←										→	
オ	管内社会福祉協議会の指導監査（8回）			2	6								
カ	管内町村社会福祉協議会指導監査説明会		○										
キ	その他・地域福祉推進のための企画	←										→	

5 所内実習生受け入れ状況

平成20年度

種別	学校名	実習期間	日数	人数	実習目的	実習内容
医学	国立琉球大学 医学部 医学科	①6/7 ②7/30 ～8/3 ③8/20 ～8/24	①半日 ②5日 ③5日	①33人 ②6人 ③6人	衛生・環境行政の現場さらに高齢者福祉、医療の現場を実際に目にすることによって、保健・医療・福祉の多様化するニーズに対応する必要性を理解させる。	・保健所の業務 ・ケーススタディ (グループ演習) ・家庭訪問見学 ・生活環境課施設見学 ・生活保護について等
	保健	保健学科	9/2～18	12日	2人	地域看護学で学んだ理論や方法を、地域住民の生活場面において体験し、看護の実践に必要な知識、技術、態度を習得する。
	県立看護大学	①7/14 ～17 ②7/14. 22～24	①4日 ②4日	①9人 ②9人	地域における多様なヘルスニーズを持つ個人・家族及び地域集団の健康問題のとらえ方及び解決方法、QOLの向上・健康増進に向けた福祉保健所における地域保健看護活動の基本的な知識及び方法・技術について学ぶ。	・オリエンテーション ・個別支援・集団支援 ・地域ケア支援体制
栄養	岡山県 美作大学	8/18 ～8/22	5日	3人	行政栄養士の役割および公衆栄養活動の意義を学ぶ。	・施設オリエンテーション ・公衆衛生業務について ・地域保健活動における保健所と市町村の役割と連携について ・事業の企画・立案について ・栄養指導業務の実際 ・実習課題 (健康教育の媒体作成・発表)
	福岡県 中村学園大学			1人	保健所の性格を理解し、その活動の実際、特に管理栄養士の活動内容及び行政の概要を把握することを目的とする。	
福祉	沖縄国際大学 人間福祉学科	8/4 ～8/19	12日	2人	社会福祉援助技術現場実習を目的とする。	社会福祉援助技術現場実習
	沖縄大学 福祉文化学科			1人	社会福祉援助技術現場実習を目的とする。	
	大庭学園 ソーシャル ワーク 専門学校			6人	社会福祉現場での実習を通して社会福祉従事者に必要な「専門知識」「専門援助技術」及び関連知識について理解を深める。	
ヘルパー研修	沖縄中央学園	10/10	1日	14人	・公的機関の見学を通して、その役割、機能を理解する。 ・ホームヘルプサービスとの連携のあり方等在宅生活者への総合的支援のあり方について学習する。	・保健と福祉の業務説明 ・施設案内
臨床医研修	県立中部病院 琉大附属病院	①H19.5 ～H20.2 ②H19.6/18 ～6/29	①各5日 ②10日	23人 1人	地域保健・医療を必要とする患者とその家族に対して全人的に対応するために、保健所の役割について理解し、実践する。	研修担当医師等のスーパーバイズの下に、可能な限り保健所医師の仕事を実際に経験する。

6 企画及び調整機能業務

(1) 所内会議

ア 課長等会議及び企画調整会議

目的：所の業務の総合的企画調整や効率的・効果的な行政推進を図ることを目的とする

根拠：行政組織規則、中部福祉保健所所内会議設置要綱第3条、第4条
会議構成メンバー：

所長、保健総括、福祉総括、各班長、企画調整スタッフ主幹

※月の最終の月曜日は全グループ長も参加。

必要に応じて関係職員も参加。

内容：業務日程調整に関すること
業務の総合的企画、調整に関すること
その他、組織の運営管理に関すること
統合基本計画及び事業計画の進捗管理に関すること
所内プロジェクト会議の進捗管理に関すること
各種協議会及び所内会議のあり方に関すること

実績：開催回数50回

イ 所内プロジェクト会議

(ア) 所内情報ネットワーク検討プロジェクト会議

目的：所内情報ネットワークの構築を目的とする。

根拠：中部福祉保健所所内会議設置要綱 第6条 (1) ア

内容：所内情報ネットワーク構築・維持、情報収集・整理・提供方法の検討

実績：開催回数4回

(イ) 福祉保健所活動概況等検討プロジェクト会議

目的：統合に伴い「中部福祉保健所」の概況を、各課の担当が共通の認識で迅速に作成できることを目的とする。

根拠：中部福祉保健所所内会議設置要綱 第6条 (1) イ

内容：中部福祉保健所活動概況の検討

実績：開催回数4回

(2) 市町村支援

目的：市町村の保健・福祉活動が円滑に実施できるように、市町村に対する専門的かつ技術的な指導及び支援を行うとともに市町村職員等に対する研修を積極的に推進する

根拠：地域保健法第8条

ア 管内市町村長と福祉保健所との連絡会議

内容：新型インフルエンザ対策について
麻しん対策について
墓地等経営許可の市町村への権限委譲について
意見交換など

実績：開催回数1回（平成20年5月22日開催）

イ 新任保健担当者研修会

目 的：新しく保健担当者となった職員及び新採用保健師が、地域保健事業に関する知識を深め市町村及び保健所における役割等を理解し、お互いが連携を密にし保健事業の円滑な推進を図る

対象者：保健事業新任担当者及び新採用保健師（非常勤者含む）、前年度本研修に参加できなかった者、その他希望者

内 容：福祉保健所の組織と概要、効果的な公衆衛生活動を目指して、各種保健事業（母子保健、老人保健、介護予防、精神保健福祉、健康づくり）、施設案内、効果的な個別支援をめざして、情報交換等

実 績：平成20年度開催なし

(3) 職員研修会

目 的：地域保健に関する必要な知識、技術及び態度の習得を図り、職員の資質向上及び職員の意識改革を行う。

根 拠：「保健所と福祉事務所の統合のあり方に関する基本計画」3-3) のアに基づき実施

対象者：中部福祉保健所の全職員

内 容：第1回 職場のメンタルヘルスについて～うつ病を中心に
第2回 A E D 使用法について

実 績：開催回数2回（延参加人数54人）